

周防大島町告示第4号

平成29年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年2月28日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成29年3月7日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

○3月8日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成29年3月7日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成29年3月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第12号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第13号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第14号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第15号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第17号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第18号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第20号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第21号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第22号 周防大島町債権管理条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町個人情報保護条例等の一部改正について

- 日程第25 議案第30号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第33号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第29 議案第34号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第30 議案第35号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第36号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第37号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第39号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第40号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第12号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第13号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第14号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第15号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第16号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第17号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第14 議案第19号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第20号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第21号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第22号 周防大島町債権管理条例の制定について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第33号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第29 議案第34号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第30 議案第35号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第36号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第37号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第39号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第40号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

出席議員（14名）

1番	藤本	浄孝君	2番	新田	健介君
3番	吉村	忍君	4番	砂田	雅一君
5番	田中	豊文君	6番	吉田	芳春君
7番	平野	和生君	8番	松井	岑雄君
9番	尾元	武君	10番	新山	玄雄君
11番	中本	博明君	12番	久保	雅己君
13番	小田	貞利君	14番	荒川	政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	福田	美則君	議事課長	大川	博君
書記	岡本	義雄君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	西本	克也君
副町長	岡村	春雄君	教育長	西川	敏之君
公営企業管理者	石原	得博君	総務部長	奈良元正昭君	
産業建設部長	池元	恭司君	健康福祉部長	平田	勝宏君
環境生活部長	佐々木	義光君	久賀総合支所長	松田	博君
大島総合支所長	奥村	正博君	東和総合支所長	中田	兼歳君
橘総合支所長	青木	一郎君			
会計管理者兼会計課長				木村	秀俊君
教育次長	岡野	正徳君	公営企業局総務部長	藤田	隆宏君
総務課長	中村	満男君	財政課長	重富	孝雄君
税務課長	大下	崇生君	健康増進課長	永田	広幸君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成29年第1回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、田中豊文議員、6番、吉田芳春議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月28日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月23日までの17日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月23日までの17日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般についてを御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告について提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望関係については、受理したものはございません。

次に、系統議長会関係では、2月17日に、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成28年度歳入歳出補正予算と平成29年度歳入歳出予算について協議がなされました。いずれも承認をされたところであります。

その他各種研修会や事業につきましては、開催案内等を受けた段階で、議員各位に御案内を差し上げたいと存じます。

次に、山口県離島振興市町議会議長会の定例会が同日開催されております。

県内では4町のみ組織となっておりますが、人口減少、高齢化等の厳しい環境のもと、医療や福祉、教育等のあらゆる面で地理的・自然的特殊要因に起因する社会資本の整備や所得・生活

条件等の面で地域間格差が存在しております。離島振興のための諸施策を推進するよう、国並びに県等の関係機関・団体に対する要望活動を積極的に行うことを取り決めたところでございます。

次に、1月13日に柳井地区広域市町議会議長会臨時総会が開催され、平成29年度事業計画等について協議され、承認されたところでございます。

次に、12月26日と3月1日に柳井地区広域消防組合議会が、12月27日と2月10日には柳井地域広域水道企業団議会が開かれ、関係議員が出席されております。山口県後期高齢者医療広域連合議会の平成29年度の予算関係資料も届き次第、あわせて議員控室書棚に整理しておきますので、御高覧いただきたいと思っております。

続いて、町人会関係では、1月15日の東京久賀倶楽部へ新田議員と吉田議員が、2月25日の東京たちばな会へ吉村議員が、26日の関西橘町人会へ中本議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の和を広め、その交流の中から、ふるさと大島に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、責任の重大さを深く感じたことと存じます。関係議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに議案の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに議案の説明・行政報告を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年度当初予算案など、重要案件につきまして御審議をいただくため、平成29年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考えを申し述べさせていただきます、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、私は、昨年10月の町長選挙におきまして、無投票により3期目の町政を担わせていただくこととなりました。今期の4年間の間には、合併後15年を迎えることとなりまして、財政的な優遇支援が終わることや人口減少に歯止めがかからないなど、大きな課題に取り組む必要があります。その責任の重大さに、身の引き締まる思いがしているところであります。

私は、周防大島町の2代目の町長として、合併当初からの課題であります財政の健全化を第一に掲げ、行財政改革を推進し、それにより生み出された財源で、生活関連施設の整備や防災対策、子育て支援を充実するとともに、農業・漁業と町の固有の財産であります豊かな自然や文化との連携を密にした観光交流人口100万人を目指し、さらには、交流から定住へを合言葉に、幸せ

に暮らせるまちづくりの実現に向け、議会の御理解と御支援もいただきながら、職員と一丸となって取り組んで参りました。

観光交流人口100万人構想は、もう少しで手の届くところまでとなりましたが、人口減少と地方創生という大きな課題に正面から向き合い、特に、子育て支援や教育環境の充実を図り、定住対策にさらに積極的な一歩を踏み出すことといたしました。

加えて、先ほど申し上げましたとおり、合併による財政支援が終了することに鑑み、いま一度、原点に立ち返り、行財政改革に取り組む必要性を痛感しているところであります。

御承知のとおり、山口県も非常に厳しい財政環境にあります。本町もこれに呼応し、本年度を第2次の行財政改革元年と位置づけ、果敢な行財政改革に邁進する覚悟であります。町議会におかれましても、昨年の改選期より定数を2名削減するなど、種々の改革に取り組んでいただいていることに敬意を表するものであります。

今後とも、さらに御支援を賜りますことを改めてお願いするものでございます。

それでは、平成29年度における重点施策について申し上げます。

本年も、定住対策、防災安全対策、健康づくりを3本の柱に掲げ、取り組んで参ります。

重要課題の第1は、定住対策であります。

平成27年に実施された国勢調査の結果によりますと、本町の人口は1万7,199人となっております。前回調査より1,885人、9.9%の減といった状況であります。

一方、高齢化率は51.9%となり、全国平均を大きく上回っております。引き続き、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、安心な暮らしを守り連携した地域の創造という4本の基本目標達成に向け、地元で活躍されている方も移住して来られた方も、誰もが主役となれる町となるよう、やれることは何でもやる覚悟で取り組んで参ります。

第2は、防災安全対策であります。

私は、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することがまちづくりを進める上で何よりも大切と考え、学校や病院の耐震化率100%の達成、町内全戸に防災無線個別受信機の設置、また18カ所の防災備蓄倉庫設置など、これまで防災・減災に関する施策を積極的に推進して参りました。本町は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、瀬戸内海沿岸他市町とともに、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けております。

また、昨年の熊本地震や近年における台風の巨大化やゲリラ豪雨により、甚大な被害が国内外で頻繁に発生するという状況の中、どのような災害においても、自助である災害への備え、共助である地域の支え合いという、地域防災力の強化と幅広い対応が必要不可欠であります。自主防災組織への支援を継続し、公助と連携した自助と共助による自分たちの地域は自分たちで守る、

こういう地域のきずなをより一層進め、あらゆる事故災害において、これに万全を求め、町内でのような災害が起きようとも一人の犠牲者も出さない、この覚悟で臨んで参りたいと思っております。

次に、第3として、健康づくりであります。

生涯にわたり社会に参画し、いきいきと人生を送るためには、年齢にかかわらず、健康で自立した暮らしができることが重要で、社会の活力の増進や社会保障費の削減と町民負担の軽減にもつながることから、疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、自らが積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど、疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指す必要があります。こうしたことから、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行い、住民と行政が協力しながら、健康寿命を延伸させることが何よりも幸せに暮らすことであります。

さらに、健康づくりとともに、これまでの全国一律の基準による支援を、各自治体がそれぞれの地域実情に応じた仕組みに見直し、介護予防・日常生活支援総合事業を新たに実施することにより、住民の皆様などが主体となり、多様なサービスを充実させていくことで、地域の支え合い体制を強化し、支援が必要な高齢者に効果的で効率的なサービスを提供できる体制を推進して参ります。

これら3つの重要課題への取り組みと、私が従来から推進して参りました地域に密着した事業を中心に、総合計画及び総合戦略に掲げた事業は優先的に実施し、果敢に課題解決に向けて取り組んで参る覚悟でございますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援と御協力をお願いするものであります。

さて、平成29年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

国におきましては、予算要求の根幹ともなる経済財政運営と改革の基本方針2016を6月に閣議決定し、経済再生なくして財政健全化なし、これを基本とし、消費税率引き上げの2年半延期を行いながら、成長と分配の好循環の実現により、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すこと、また改革の成果を活用しながら、財政の収支改善を図る経済・財政一体改革を引き続き推進することを明らかにしております。

この考え方のもと、国の平成29年度一般会計予算は1億総活躍社会の実現や成長戦略の推進をはじめとした重要政策課題に重点的に取り組むとともに、経済再生と財政健全化の両立を着実に実現することを基本に編成され、その総額は、前年度に比べ0.8%増の9兆4,547億円となっております。

また、山口県の財政は、社会保障費の増大や公債費の高止まり等によりまして、恒常的な財源不足を生ずる硬直化した財政構造が続いており、さらに、来年度においては、基金残高を大幅に

上回る多額の財源不足が生じるなど、極めて逼迫した状況となることが見込まれ、大変厳しい予算編成になったと伺っております。

このような状況の中で、平成29年度当初予算の編成に取り組むこととなったわけですが、基本方針につきましては、誰もが主役になれる町、そして幸せに暮らせるまちづくりの実現であります。そのためには、財政の健全化は取り組むべき最重要課題であります。中期的な財政運営につきましては、めどが立ってきたというところでございますが、合併後の平成32年度には財政支援が終了することを考えますと、どのような財政環境にも耐え得る持続可能な行財政運営に取り組んでいかなければならないことから、3年連続となる減額予算となっております。

それでは、お手元にお配りいたしました当初予算案の概要により御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

本町の平成29年度当初予算は、一般会計で138億4,000万円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると、総額で234億5,429万9,000円、新たに設置いたしました水道事業企業会計では、収益的支出で9億3,097万6,000円、資本的支出で2億3,254万9,000円、病院事業局企業会計では、収益的支出で57億8,352万4,000円、資本的支出で8億1,589万1,000円の予算となっております。一般会計では、対前年度比0.4%減、6,200万円の減額予算となっております。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、町税は前年度の課税状況や景気の影響等も考慮し、13億1,803万5,000円、対前年度比0.5%の増額計上といたしております。

地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、前年度の実績見込みまたは地方財政計画等により試算計上しており、地方消費税交付金につきましては、対前年度比10.3%減の2億6,000万円となっております。

地方交付税は2.3%減の75億6,000万円を計上いたしましたが、これに臨時財政対策債4億円を加えた広義の地方交付税は79億6,000万円と見込んでおり、対前年度比2.0%の減額となっております。これは主に合併による特例措置が段階的に削減されること及び人口減少が大きく影響いたしているところであります。

国庫支出金につきましては、1億1,227万5,000円、前年度比8.2%の減となっておりますが、私立保育所の運営費負担金や臨時福祉給付金のほか、道路新設改良事業に係る社会資本整備総合交付金の減額が影響するものでございます。

繰入金は、各基金の取り崩しであります。財源不足を補うための財政調整基金が約2億4,000万円、減債基金は公債費の利子への充当として約1億5,000万円、再編交付金を財源に積み立てております。ちびっ子医療費助成事業基金から約2,300万円、観光振興事業助

成基金から約1,300万円、福祉医療費一部負担金助成事業基金から約1,300万円、外国語活動推進事業基金から約900万円、ふるさと寄附金を積み立てたふるさと応援基金から1,620万円、CATV加入促進のための基金から200万円を取り崩すことといたしております。

また、町独自のまち・ひと・しごと創生基金から約8,300万円を繰り入れることといたしております。さらに、周防大島高等学校通学支援費給付基金から750万円を繰り入れることといたしております。町債につきましては3億1,330万円で、30.4%増の13億4,500万円の計上となっておりますが、臨時財政対策債のほか過疎対策事業債、合併特例債がその主なものでございます。

以上が歳入の状況であります。4ページにお示ししておりますとおり、町税等の自主財源比率は17.4%であり、依然として地方交付税や国・県支出金、町債といった、依存財源に82.6%を頼らざるを得ない財政環境であります。

さて、5ページは目的別の歳出ですが、歳出につきましては、6ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

人件費は、対前年度比8,579万1,000円、4.2%の減となっておりますが、これは職員数の減少等の影響が主なものでございます。公債費につきましては対前年度比1.9%、3,851万6,000円減額となっておりますが、地方債残高の減少によるものでございます。

扶助費は19億1,129万8,000円の計上で、対前年度より6.7%の減となっておりますが、前年度に実施された臨時福祉給付金事業や保育園の園児の入所見込み数の減によりまして、私立保育所運営委託料の減額の影響でございます。

普通建設事業費は対前年度比13.7%、約2億700万円の増額となっておりますが、東和総合支所・教育庁舎整備事業や橘総合センター空調等改修事業が主な要因でございます。

補助費等は、平成29年度から公営企業会計へ移行する水道事業企業会計への繰出金の性質が、繰出金から補助費等に変更となることから大幅な増額となっております。

積立金は、前年度の周防大島高等学校通学支援費給付基金への積立金の影響から大幅な減額となっております。

繰出金は、補助費等で申し上げました水道事業企業会計への繰出金部分の減額が大きな要因でございます。

次に、7ページの地方債の状況でございますが、一般会計におきましては、起債残高は約4億4,200万円の減、約170億2,100万円になると見込んでおります。一般会計の起債残高は合併時の262億5,900万円から約92億3,800万円減少することとなります。

8ページには、各基金の状況をお示ししております。財政調整基金は平成28年度末では約

54億4,700万円となり、合併時の約6億4,700万円から大幅に増加をいたしておりますが、新年度予算では約2億4,400万円の取り崩しを予定いたしております。

続いて、主要事業の概要について御説明を申し上げます。

幸せに暮らせる町づくりのために、5本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものを10ページから掲載しております。この中で、新規事業を主にその概要を説明させていただきます。

第1に、安心して子供を生み育てられる町、子育て支援等についてであります。

まず、中学校施設空調設置事業は、昨年度の小学校に引き続き、中学校生徒の安全で快適な教育環境の改善を図るため、これまで普通教室に空調設備が未整備であった学校について計画的に整備していくものでございますが、平成30年度までに全校に整備をしたいと考えております。

次に、拡充事業となりますが、周産期医療支援事業は、町内及び周辺自治体で出産できる医療機関が大変少ないということから、安心して妊娠・出産できる環境を整えるため、新たに医師の確保に関する経費を計上いたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

2本目の柱、働く意欲の湧き出る町についてでございます。

合意形成促進事業は、日良居地区の土地改良等の計画的な推進のために必要な整備構想図を作成するものでございます。

みなとオアシス整備事業は、安下庄地区の観光漁業を発展させるために、基幹施設の整備を行うとするものでございます。また、トレーラーハウス整備事業は、少人数での宿泊者や団体の宿泊利用可能者を増やすために、グリーンステイながうらに整備するものでございますが、防災の観点から災害時に被災地に移動して避難所として住環境を被災者に提供することも可能となっております。

次に、拡充事業になりますが、有害鳥獣捕獲事業では、イノシシ等の捕獲委託やイノシシ等の野生鳥獣を食肉として利活用しようとする事業者への施設整備費の一部を支援するもののほか、仮称でございますが、有害鳥獣パトロール隊を設置し、定期的にパトロールを行い、被害状況の確認を行い、猟友会と連携して効果的な有害鳥獣対策へ結びつけて参りたいと考えております。

若者定住住宅用地整備事業は、移住者を含め若者が定住する住宅地を確保し、提供するものでございます。定住は、重要な条件である住、住まいですね、住について、定住希望者のニーズはさまざまであると考え、若者が居住適地と思える住宅用地を安価に提供することもニーズの一つであるのではないかと考え、整備するものであります。

次に、14ページ、3本目の柱、自然と環境にやさしい町、生活環境の整備についてでございます。

笠佐島し尿収集運搬車整備事業は、現在使用しているポンプが不具合を生じていることから、

今回、新たに収集運搬車の整備を行うものでございます。

公営住宅長寿命化計画作成事業は、公営住宅の状況調査を行い、下水道の引き込みや水洗化等、国の策定指針を踏まえた基本計画の見直しでございます。

東和片添地区公共下水道事業は、三ヶ浦地区の快適な生活環境の保全や定住促進を図るため、公共下水道整備に係る管渠の基本設計を行うものでございます。

次に、晩年を豊かで安心して過ごせる町でございます。

高齢者福祉計画・介護保険計画等策定事業は、高齢者に関する各種計画や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を一体的に整備するとともに、地域福祉計画の見直しを行って参ります。

耐震性防火水槽整備事業は、初期消火により被害を最小限に抑えるため、三蒲地区及び沖家室地区に防火水槽を新設するため、測量設計を行おうとするものでございます。

土砂災害ハザードマップ整備事業は、山口県が土砂災害特別警戒区域を指定したことから、土砂災害ハザードマップを整備するものでございます。

15ページのB&G海洋センター体育館空調設置事業は、幼児から高齢者まで全ての利用者の方々が快適にスポーツを楽しめるように、また、指定避難所となっていることから、大規模な災害が発生した際の避難者の生活環境の改善を図るために、体育館の空調を整備いたします。

次に、16ページをお願いいたします。

5本目の柱、次世代に素敵未来を約束する町についてであります。

東和総合支所・教育庁舎整備事業は、現在、星野記念館内にあり、手狭となっております東和総合支所及び教育委員会の一部を移設するために、東和総合センターの南側に2階建ての庁舎を建設するものでございます。

橘総合センター空調設備改修事業は、現在、不具合が生じているセンターの空調設備を改修するとともに、図書館や児童閲覧室をLED化するというものであります。

図書館情報総合システム更新事業は、ふるさと応援基金を活用し、システムの更新を行い、引き続き図書館利用者の利便性の向上に努めるものでございます。

以上が、主要事業の概要でございますが、18ページ以降に事業の概要についてまとめておりますので、御高覧を願いたいと思います。

また、34ページには合併関連事業、35ページには再編交付金関連事業、36ページには地方創生関連事業となります、まち・ひと・しごと創生基金事業を掲載いたしております。

37ページ以降には、合併後の本町の財政状況を参考資料として添付いたしておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

以上が、周防大島町の平成29年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、議案の説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、平成29年度各会計当初予算、平成28年度補正予算、条例の制定、改正など、合わせて42件であります。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたので、これを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、平成29年度一般会計予算についてであります。予算総額は138億4,000万円となっております。前年度当初予算比6,400万円の減額、率にして0.4%の減となっております。

議案第2号から議案第11号までは、平成29年度各特別会計予算及び企業会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、平成29年度国民健康保険事業特別会計予算であります。一般会計から3億1,290万8,000円を繰り入れ、予算の総額は36億3,006万9,000円となっており、前年度当初予算比2億1,951万3,000円の減額であります。

議案第3号は、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。一般会計から1億7,263万9,000円を繰り入れ、予算の総額は4億6,570万6,000円となっており、前年度当初予算比1,840万2,000円の増額であります。

議案第4号は、平成29年度介護保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から5億6,248万5,000円を繰り入れ、予算の総額は34億7,378万1,000円となっており、前年度当初予算比6,771万2,000円の増額であります。新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むことといたしております。

議案第5号は、平成29年度簡易水道事業特別会計予算であります。一般会計から3,252万2,000円を繰り入れ、予算の総額は1億4,437万5,000円となっており、前年度当初予算比8億7,819万5,000円の減額であります。水道事業企業会計の創設に伴い、前島、笠佐島、浮島の離島3簡易水道のみの予算計上であります。

議案第6号は、平成29年度下水道事業特別会計予算であります。一般会計から2億5,561万7,000円を繰り入れ、予算の総額は14億3,686万1,000円となっており、前年度当初予算比4億6,237万6,000円、47.4%の大幅増となっております。久賀・大島地区公共下水道事業の事業費の増によるものであります。

議案第7号は、平成29年度農業集落排水事業特別会計予算であります。一般会計から2億1,023万4,000円を繰り入れ、予算の総額は3億3,662万1,000円となっております。

す。前年度当初予算比466万1,000円の増額であります。

議案第8号は、平成29年度漁業集落排水事業特別会計予算であります。一般会計から2,794万5,000円を繰り入れ、予算の総額は3,999万2,000円となっており、前年度当初予算比135万2,000円の増額であります。

議案第9号は、平成29年度渡船事業特別会計予算であります。一般会計から1,540万7,000円を繰り入れ、予算の総額は8,689万4,000円となっており、前年度当初予算比189万3,000円の増額となっております。

議案第10号は、平成29年度水道事業企業会計予算であります。上水道への移行に伴い、企業会計予算での計上となっております。収益的予算については、収入合計8億6,450万6,000円、支出合計を9億3,097万6,000円とし、資本的予算については、収入合計を6,100万円、支出合計を2億3,254万9,000円とするものであります。

議案第11号は、平成29年度病院事業局企業会計予算であります。収益的予算については、収入合計を57億8,362万7,000円、支出合計を57億8,352万円4,000円とし、資本的予算については、収入合計を2億9,500万円、支出合計を8億1,589万1,000円とするものであります。

議案第12号から議案第21号までは、平成28年度各会計に係る補正予算に関するものであります。決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第12号は、平成28年度一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の予算から6億4,076万2,000円を減額し、補正後の予算を146億2,166万9,000円とするものであります。

議案第13号は、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の予算から2,207万3,000円を減額し、補正後の予算を38億5,603万4,000円とするものであります。

議案第14号は、平成28年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から1,343万5,000円を減額し、補正後の予算を4億3,409万1,000円とするものであります。

議案第15号は、平成28年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。保険事業勘定の既定の予算から3,544万円を減額し、補正後の予算を34億1,049万6,000円とし、介護サービス事業勘定から149万6,000円を減額し、補正後の予算を1,707万4,000円とするものであります。

議案第16号は、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から4,961万8,000円を減額し、補正後の予算を9億3,699万円とするも

のであります。

議案第17号は、平成28年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から7,013万円を減額し、補正後の予算を9億4,096万5,000円とするものであります。

議案第18号は、平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から1,101万6,000円を減額し、補正後の予算を3億2,842万2,000円とするものでございます。

議案第19号は、平成28年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から110万7,000円を減額し、補正後の予算を4,130万7,000円とするものであります。

議案第20号は、平成28年度渡船事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算に2万1,000円を追加し、補正後の予算を8,526万円とするものでございます。

議案第21号は、平成28年度公営企業局企業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算において、所要の補正を行うものでございます。

議案第22号から議案第31号までは、条例の制定・改廃に関するものであります。

議案第22号は、町の債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、周防大島町債権管理条例を制定するものであります。

議案第23号は、生きがい活動支援通所事業を介護保険制度における新しい総合事業に移行するため、周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止しようとするものでございます。

議案第24号は、児童福祉法の一部改正が平成29年4月1日から施行されることに伴い、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、議案第24号と同様に、児童福祉法の一部改正に伴い、周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、新たな職を設置及び報酬額の改正を行うため、周防大島町報酬及び費用弁償条例の改正を行うものであります。

議案第27号は、総合支所長について、課長級の者を充てることも可能となるよう周防大島町一般職の職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、周防大島町税条例等の一部を改正するものであります。

議案第29号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におけるマイナンバーの利用に係る特定個人情報の提供について、施行期日が確定したことにより、周防大島町個人情報保護条例等の一部改正を行うものであります。

議案第30号は、厚生労働省令第14号により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準が改正されたことに伴い、周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正を行おうとするものでございます。

議案第31号は、国の個人情報保護委員会通知により、特定個人情報の提供が可能となる独自利用事務の事例が拡大されたことによりまして、周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、町道田中西線の道路改良工事を実施したことにより、町道路線の変更をお願いするものであります。

議案第33号は、一部事務組合の解散に伴い、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてお諮りをするものであります。

議案第34号は、議案第33号でお諮りする山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴い、山口県市町総合事務組合の財産処分について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第35号から議案第40号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第35号は油宇集会施設、議案第36号は小泊集会施設、議案第37号は浮島地区学習等供用施設、議案第38号は原地区学習等供用施設、議案第39号は高齢者生活福祉センター和田苑、議案第40号は高齢者生活福祉センターしらとり苑、それぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りをするものであります。

以上、各案件につきまして、提出議案の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

この際、4点について行政報告をいたします。

空母艦載機の岩国基地への移駐計画についてであります。これについて、1点目の報告をいたします。

空母艦載機の岩国基地への移駐計画の国からの説明については、本年1月20日に外務副大臣及び防衛大臣政務官が来県し、県庁において、山口県知事のほか、周辺町である私や和木町長に対しまして、空母艦載機移駐計画の概要、E-2Dの配備前訓練、空母艦載機の移駐に係る航空

機騒音予測コンターなどにつきまして説明がなされました。その内容につきましては、2月13日に開催いたしました町議会全員協議会において中国四国防衛局から説明をいただいたとおりでございます。

これを受けまして、1月31日にこのたびの移駐計画の説明については、平成18年に国が示した再編案から移駐する機数・機種が変更するなど、状況に変化が生じており、騒音や安全性など、基地周辺住民の生活環境への影響を再整理するためとして、県知事及び岩国市長の連名で中国四国防衛局に対し、照会文書を提出いたしております。内容は、今回掲示の航空機騒音予測コンターが平成18年当時作成されたものと大きく変わった理由や空母艦載機の離発着訓練等について説明を求めるものであります。

2月2日には、配備前訓練のため、E-2D5機が岩国基地に到着をいたしております。2月13日には、町議会岩国基地関連対策特別委員会及び全員協議会を開催し、全員協議会では、中国四国防衛局出席のもとに、空母艦載機の岩国基地への移駐計画等の説明を行い、議員の皆さんから多くの質問や御要望が出されたことは御承知のとおりであります。

2月28日開会の山口県議会においては、知事から平成18年度の再編ロードマップの最終報告の時点から、移駐する機種・機数に変更があることから、国への疑問点の照会に対する回答を受けて再整理をしていく、空母艦載機の移駐については引き続き基地問題に対する基本姿勢や米軍再編問題に対する基本スタンスを堅持し、県議会の意見を聞いた上で適切に対処するとの説明がありました。

また、同日に、1月31日付照会文書に対する回答が中国四国防衛局からあり、これを受けて山口県は3月1日に岩国基地再編案に関する再検討結果を発表したところであります。

以上が、空母艦載機の岩国基地への移駐計画の国からの説明後の経緯であります。

なお、本町から中国四国防衛局に対し、今回の航空機騒音測定コンターにおいて、新たな70W値区域と見込まれる地域への騒音測定器の増設について、要望書を提出いたしておりますことを御報告をいたします。

第2点目は、地家室地区でございますが、地家室へのサテライト・オフィスの誘致についてであります。

旧和田小学校施設へのサテライト・オフィスの誘致に続き、周防大島町地家室出身のICT関連企業副社長からのアプローチがあり、山口県と共同しながら、企業側と進出に向けて条件協議を行っております。

進出予定の企業は、東京に本社を置き、インターネットを活用した電子商取引であるECサイトや企業の商品宣伝、説明、販売情報など、BtoBビジネスコーポレート等のWebサイトを構築、運営、更新サービスを提供するICT企業の株式会社モノサスであります。

この会社の副社長の永井智子氏は、母親が地家室出身であり、御本人は御主人とともに、周防大島町に移住をした後に東京本社、大阪支社、タイ事業所、徳島県神山町のサテライト・オフィスに次ぐ第5の拠点として地家室にサテライト・オフィスを開設し、3年後の2019年には4名から6名の雇用の創出を目指したいということでもあります。町としては、株式会社ビジコムに続く山口県と共同してのサテライト・オフィス誘致と位置づけ、古民家を改修しての事業所の整備に係る後押しを行いたいと思っております。

今後、山口県を交えて、サテライト・オフィスの開設に向けた協議、協定調印を行った後に、サテライト・オフィス開設に係る補助金等予算の計上を行いたいと考えておりますことを御報告をいたします。

3点目は、周防大島町浄化槽設置整備事業補助金の町単独嵩上げ補助の実施について御報告をいたします。

現在、本町では、快適で衛生的な生活環境を確保し、河川、海域などの公共水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じて特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業により、公共下水道等の計画的な整備を進めておりますが、これら公共下水道等の集合処理では対応できない中山間地域が点在し、そのほとんどは生活雑排水を河川、水路等へ直接放流している状況であります。このため、平成27年度に見直しを行った周防大島町污水处理施設整備構想に基づき、経済的比較を基本とし、地域の実情や人口減少等の社会情勢の変化を考慮しつつ、効率的かつ適正な污水处理施設等の整備を図っております。

また、あわせて、公共下水道等の集合処理では対応できない中山間地域での合併処理浄化槽の設置を推進し、より効果的・効率的な下水道等の整備に努め、污水处理人口普及率の向上に努めておりますが、合併処理浄化槽の設置に要する個人負担額と下水道集合処理の整備に伴う下水道等受益者分担金の個人負担額について格差が生じております。

合併処理浄化槽設置に係る補助金の概要につきましては、現在、国の補助基準額に準じて補助金限度額を設定しておりますが、合併処理浄化槽の設置に要する個人負担額と下水道集合処理の整備に伴う下水道等受益者分担金の個人負担額の格差是正を図るために、新たにこの補助金限度額に上乗せをいたしまして、おおむね倍増することといたしました。

内容につきましては、浄化槽の設置に要する費用から当該下水道受益者分担金等に相当する額を控除した合併処理浄化槽の設置に要する個人負担額について、補助金を上乗せすることにより個人負担額の格差是正を図り、合併処理浄化槽の設置を促進し、污水处理人口普及率の向上を図ろうとするものでございます。

なお、補助金を上乗せする場合、限度額につきましては、国の補助基準額に基づき設定しております補助金限度額に準じ、平均的な浄化槽設置費用を基準とした上乗せ補助金限度額を設定い

たしております。

参考までに、平成29年度予算におきまして、合併処理浄化槽の設置を5人槽で30基、7人槽で19基、10人槽で1基の計50基を想定して計上させていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、本町では、地域の特性に応じて公共下水道等の整備を進めてきておりますが、これら公共下水道等の集合処理で対応できない中山間地域等が点在しており、これらの地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進し、より効果的・効率的な下水道等の整備に努め、汚水処理人口普及率の向上を図って参りたいと考えております。

4点目は、介護保険の総合事業についてであります。

お手元にお配りしております行政報告資料を御参照ください。この資料は3月の広報にも掲載を予定いたしておるところでございます。

さて、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、おひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるように、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。

平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法に基づく介護保険法の改正によりまして、介護予防事業を見直し、現在、国の制度として実施している介護予防給付のうち、訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスと通所介護、いわゆるデイサービスであります。これらを市町村事業に移行し、平成29年4月から新たに介護予防・日常生活支援総合事業を実施いたします。

この新たな総合事業は、これまでの国の一律の基準による支援を各自治体がそれぞれの地域実情に応じた仕組みに見直すものでありまして、住民などが主体となりまして、多様なサービスを充実させていくことで、地域の支え合い体制を強化し、支援が必要な高齢者に効果的で効率的なサービスを提供できる体制を構築するというものでございます。

本町では、平成28年度に実施いたしております周防大島版CCRCネットワーク推進事業で行っております介護予防サロン、短期集中のリハビリテーション等の社会実験の成果を検証し、高齢化率が50%を超える本町の实情に即して、訪問型サービス、通所型サービスの基準を緩和した多様なサービスに類型化することといたしました。

訪問型サービスは、現行相当のサービスのほかに生活支援のみの基準を緩和したサービス及び住民主体による生活支援サービス等を提供いたします。通所型サービスは、現行相当の通所型サービスに加えまして、基準を緩和したサービス、ボランティアが主体となって行うサービスも利用が可能となります。また、日常生活に支障のある生活行為を改善することが必要な方には、専門職等による短期集中型のリハビリテーションを行います。

なお、総合事業のみの利用をする場合は、要介護認定を省略して基本チェックリストにより判断することが可能となり、これまでよりも迅速にサービスが利用できるようになりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上4点の行政報告をさせていただきました。施政方針、議案概要の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明、行政報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第1号専決処分について御報告を申し上げます。

平成28年9月5日に、町道東土井前線において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、12月27日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により、町議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字東三蒲地内の町道東土井前線において、車庫に駐車するため岡村秋雄氏所有の軽自動車の後進、バックをしたところ、舗装版が陥没し、軽自動車のフロントバンパー等を破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は9万3,938円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から12月30日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第6. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

平成29年6月30日をもって任期満了となります現委員の河原光雄氏は、人格、識見ともに

高く、教育者としての長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても精力的に御活動をいただいております。

詳細な経歴につきましては、お手元の資料にお示ししておいております。私といたしましては、法務大臣に対し、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、河原光雄氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、河原光雄氏を適任とすることに決定しました。

日程第7. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第12号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第12号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から6億4,076万2,000円を減額し、予算の総額を146億2,166万9,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、人件費の調整及び各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、1款町税1項町民税1目個人は、給与特別徴収の推進による増額補正でございます。また、2目法人は減額の補正となっております。

2項固定資産税は、太陽光発電装置建設増加による増額補正でございます。

3項軽自動車税は、登録後13年を経過した車両の重課税分等340万円の増額計上でございます。

12ページ、4項たばこ税は、本数の減少による減額補正でございます。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金は、県の交付決定による減額補正でございます。

1 1 款分担金及び負担金 2 項負担金は、保育所入所園児数の実績見込みによる公立保育所及び私立保育所負担金の減額補正でございます。

1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料につきましては、各施設の使用料の精算見込みによる調整で、総額 2 9 万 6, 0 0 0 円の減額計上でございます。

1 3 ページ、2 項手数料につきましては、不燃ごみ処理手数料の実績見込みによる 3 0 万円の増額計上でございます。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金につきましては、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みにより、総額 4, 9 2 5 万 7, 0 0 0 円の減額計上となっております。

1 4 ページ、2 目衛生費国庫負担金につきましては、未熟児養育医療負担金の交付見込みによる 2 万 6, 0 0 0 円の増額計上でございます。

3 目災害復旧費国庫負担金につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金の交付見込みによる 2, 2 1 2 万 2, 0 0 0 円の増額計上でございます。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金、2 目民生費国庫補助金及び 3 目衛生費国庫補助金につきましては、各事業の確定もしくは精算見込みにより、それぞれ調整を行っております。

4 目農林水産業費国庫補助金、1 5 ページの 5 目土木費国庫補助金及び 6 目消防費国庫補助金は、事業確定による減額及び入札減により減額計上を行っております。

7 目教育費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金 4 万 5, 0 0 0 円の追加計上及び防音事業関連維持費として、小学校空調機器使用に伴う電気料分を増額計上しております。

1 4 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金は、各事業の確定もしくは精算見込みによる調整を行っております。

1 6 ページ、2 目衛生費県負担金につきましては、未熟児養育医療負担金の平成 2 7 年度精算金交付見込みにより増額計上しております。

2 項県補助金につきましては、各事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっておりますが、2 目民生費県補助金は、重度訪問介護等の利用促進に係る支援事業として、重度訪問介護等市町村支援事業補助金 2 8 9 万 8, 0 0 0 円を新規に計上しております。

1 7 ページ、3 項県委託金は、選挙費委託金をはじめ、各委託金の確定による調整となっております。

1 5 款財産収入 1 項財産運用収入は、各基金の利子の調整に伴う 9 1 万 4, 0 0 0 円の増額計上でございます。

また、1 8 ページ、2 項財産売払収入 1 目不動産売却収入は、町有地の売却による 1 1 万円の増額計上でございます。

16款寄附金は、教育費寄附金について、中学校部活動に対する教育総務費寄附金として15万円、服部屋敷の管理に対する社会教育費寄附金として100万円の増額計上でございます。

17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億7,534万9,000円減額し、財源調整を行うとともに、ちびっ子医療費助成事業基金、CATV加入促進事業基金及び19ページの外国語活動推進事業基金並びに、まち・ひと・しごと創生基金につきましても、それぞれ事業の精算見込みにより繰入金の調整をしております。

19款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金がなかったことによる減額補正となっております。

また、4項雑入につきましては、20ページ、はり・きゅう等施術助成事業に対する山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金73万9,000円の追加計上及び学校給食収入の精算見込みによる減額及び自治宝くじ助成金の減額計上、サザンセットとうわ電気料の実績見込みによる調整が主なものでございます。

20款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みによる調整を行い、1億4,600万円を減額計上しております。

続きまして、22ページからの歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、1款議会費につきましては、議会運営経費の委員会視察等の実績見込みによる減額補正でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員の人件費の調整、23ページ、行政一般経費は、主に世帯数の減による行政連絡員報酬の減額及び空き家対策ローン利子補給金の精算見込みによる減額補正でございます。

2目文書広報費は、文書広報事業費、情報通信施設管理経費及び地域情報通信基盤整備推進事業について、精算見込みによる減額、24ページの3目財政管理費は、当初予定しておりました地方公会計標準システム保守費用が不要になったことによる減額、5目財産管理費は、ちびっ子医療費助成事業基金、福祉医療費一部負担金助成事業基金の積み立て及び各基金の利子の積み立ての調整などによる増額補正でございます。

25ページの6目企画費の企画一般経費は、移住者向け空き家バンク登録推進事業補助金、離島高校生修学支援費補助金の精算見込みによる減額、企業誘致対策事業は、旧和田小学校グラウンドへの防球ネット工事の未実施による減額及び団体が片添グラウンドを使用するための負担金49万4,000円を追加するものでございます。

7目支所及び出張所費につきましては、橋庁舎の電気料の実績見込みによる減額補正となっております。

9目地域振興費につきましては、当初2名を予定しておりました観光に係る地域おこし協力隊

員の採用が1名となったことによる報償費の減額及び不用額の調整による588万3,000円の減額計上と、26ページ、小積自治会作業所建設費の減額による宝くじ助成事業助成金240万円の減額計上となっております。

26ページ、2項徴税費は職員人件費の調整でございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、実績見込みにより、個人番号カード等交付事業交付金を減額補正しております。

4項選挙費、3項町長選挙費、29ページの4項町議会議員選挙費及び30ページ、5項瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費は、精算見込みによる減額調整を行っております。

次に、31ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員人件費の調整でございます。

また、32ページ、中学生医療費助成事業、臨時福祉給付金事業の実績見込みによる減額補正を行っております。

33ページ、2目障害福祉費につきましては、障害者自立支援給付費事業をはじめとする各障害福祉サービス等の実績もしくは実績見込みによる調整を行っております。

34ページ、3目老人福祉費につきましては、主に35ページの生きがい活動支援通所事業委託料の実績見込みによる減額でございます。

35ページ、4目国民年金費につきましては、職員人件費の調整でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、児童公園の遊具の修繕及び危険遊具の撤去費、撤去工事236万6,000円の追加計上となっております。

2目児童措置費につきましては、児童手当の実績見込みにより1,032万5,000円の減額、36ページ、3目母子福祉費につきましては、主に児童扶養手当の実績見込みにより559万2,000円の減額計上でございます。

4目保育所費につきましては、職員人件費の調整でございます。

5目保育所運営費につきましては、主に私立保育所運営費委託料などの実績見込みにより7,172万4,000円の減額計上でございます。

37ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、職員人件費の調整、臨時職員賃金や妊婦健診、日良居庁舎管理経費の実績見込みにより612万6,000円の減額計上でございます。

38ページ、2目予防費は、主にがん検診及び予防接種事業の精算見込みによる1,239万円の減額でございます。

3目環境衛生総務費につきましては、し尿貯留槽設置工事費を350万9,000円の追加計上、また合併浄化槽設置事業において、実績見込みにより961万6,000円の減額計上でご

ざいます。

39ページ、2項清掃費1目清掃総務費は職員人件費の調整、2目じん芥処理費では、ごみ袋や水質検査の入札減により1,480万4,000円の減額計上、40ページ、3目し尿処理費につきましても、医薬材料費の実績見込み等により、減額補正を行っております。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましては、大会不参加による費用弁償及び負担金の減額補正でございます。

41ページ、3目農業振興費につきましては、担い手総合支援事業において1名の支給者が対象外となったことによる新規就農者確保事業補助金の減額補正でございます。

また、特産対策事業において、鳥獣被害防止施設等整備事業は、イノシシ被害の拡大で申請者が増加したことによる600万円の追加計上、中山間地域等担い手収益力向上支援事業と農業経営体質強化事業は、実績見込みにより2,202万3,000円の減額計上となっております。

さらに、中山間地域等直接支払事業と、42ページ、耕作放棄地解消支援事業において実績見込みによる減額補正を行っております。

5目農地費につきましては、県営農業基盤整備事業の精算見込みにより2,766万5,000円の減額計上でございます。

43ページ、2項林業費につきましては、有害鳥獣捕獲対策協議会費用の実績見込みによる減額でございます。

3項水産業費2目水産業振興費は、ニューフィッシャー確保育成推進事業の精査による減額、3目漁港管理費は、機能保全事業の追加交付による増額や陸閘整備に伴う測量設計の精算額確定による減額補正でございます。

44ページ、4目海岸保全事業費は、国への予算要求に対し、交付決定が減額となり、追加交付もなかったことから事業費の精算を行い、1億8,947万円の減額計上でございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費は、職員人件費の調整及び公用車購入の入札減による減額補正でございます。

2目商工業振興費につきましては、商工振興事業の45ページ、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額、交通対策事業の油田トンネル改修工事による路線バス等代替運行業務の減額及び各施設の管理運営経費の実績見込みにより、総額1,000万3,000円の減額計上を行っております。

46ページ、3目観光費の観光一般経費は、道の駅サザンセットとうわに係る電気料の実績見込みによる減額、公園等管理経費は、竜崎遊歩道補修の測量設計見直しによる減額補正でございます。

また、やしろ郷ふれあいの里事業及び47ページ、星野哲郎記念館管理運営経費は、不用額を

それぞれ減額補正しております。

7 款土木費 1 項土木管理費は、職員人件費の調整でございます。

4 8 ページ、2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう維持費は、電柱移転補償が無償となったことによる減額、2 目道路新設改良費につきましては、各路線の事業費精査による減額を行っております。

4 9 ページ、3 項河川費 2 目河川建設費は、県事業負担金の精算見込みにより、減額補正を行っております。

4 項港湾費 2 目港湾建設費は、県事業の精査や事業未執行による負担金の調整による減額、5 0 ページ、5 項都市計画費につきましても、県事業の精査による減額補正でございます。

8 款消防費 1 項消防費 2 目非常備消防費につきましては、消防活動服等購入の入札減による減額、4 目災害対策費は、木造住宅耐震改修の実績見込みによる減額補正でございます。

5 1 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費については、会議開催回数の減などによる議事録作成業務の減額補正でございます。

2 目事務局費につきましては職員人件費の調整、教育総務費につきましては、東和総合支所・教育庁舎新築工事実施設計業務並びに A E D 購入の入札減による減額補正を行っております。

教職員住宅管理経費は、解体工事の減額補正でございます。

学校教育経費につきましては、特別支援教育支援員の出務見込みによる減額並びに 5 2 ページの情報通信機器購入の入札減による減額補正でございます。

コミュニティ・スクール推進事業、外国青年英語指導事業につきましては、事業費の精査を行ったところでございます。

5 3 ページ、幼稚園教育振興一般経費につきましては、私立幼稚園の保育料を軽減するため、1 3 万 7, 0 0 0 円を新規に計上しております。

情島小中学校閉校記念事業につきましては、事業費の精査を行っております。

2 項小学校費 1 目学校管理費につきまして、小学校管理事務局経費は 5 4 ページ、明新小学校及び森野小学校の空調設置工事の入札減による減額補正でございます。

小学校事務局経費は、検診委託料の実績見込みによる減額補正でございます。また、久賀小学校経費、三蒲小学校経費、明新小学校経費は、机と椅子購入費の追加計上でございます。

2 目教育振興費は、就学援助費の実績見込みにより、1 2 5 万 8, 0 0 0 円の減額を計上しております。

5 5 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費につきまして、中学校管理事務局経費、中学校事務局経費は、検診委託料などの実績見込みによる減額補正でございます。

また、大島中学校、安下庄中学校は、机、椅子購入などの追加計上をしております。

2目教育振興費は、就学援助費などの実績見込みにより251万3,000円の減額計上でございます。

56ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、山口県人事委員会勧告による人件費の増加等による派遣社会教育主事負担金20万円の増額計上でございます。

2目公民館費につきましては、職員人件費の調整並びに久賀公民館と橘公民館の運営費の実績見込みによる減額補正でございます。

57ページ、5目社会教育施設費につきましては、橘総合センター管理運営費の実績見込みによる減額補正でございます。

5項保健体育費2目体育施設管理費につきましては、総合体育館屋根防水補修工事の入札減などによる減額補正でございます。

3目学校給食費につきましては、給食数の減に伴う賄い材料費などの減により、122万2,000円の減額計上でございます。

58ページ、10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は、町道三蒲奥畑線道路災害復旧工事の工法見直しによる測量設計費500万円、工事費3,800万円の増額計上でございます。

59ページ、11款公債費1項公債費1目元金につきましては、実績見込みによる長期借入金元金177万1,000円の増額計上でございます。

2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子1,193万5,000円の減額計上でございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額3,056万円の増額計上でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページにお返りいただきたいと思っております。

7ページは、地方債の補正についてでございます。

水産業債、河川債、港湾債、消防債、過疎対策事業費、合併特例事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、18ページの繰入金の財政調整基金を1億7,534万9,000円取り崩して決算上の収支に充てるということで、つまり今年度、28年度の決算は、こういうことで基金を繰り入れなければならないということになる、減額するということになる

ということで、（発言する者あり）了解しました。

次です。20ページです。

町債の歳入ですね、町債の農林水産事業債、海岸保全、海岸保全施設整備事業債は、補正前の金額6,530万円に対して5,260万円の減額になっています。これは、80%以上が減額になるということになります。これを歳出のほうで見ますと、44ページで、当初予算で2億4,516万5,000円あって、しかも、この中で工事請負費を見ると2億2,000万円あったと、これが今回の補正で1億8,947万円の減額になっている。工事請負費では1億7,700万円ですか、の減額と、当初予算に比べると27%ぐらいの支出ということになって、工事請負費だけで見ると19.5%程度の執行ということになっています。

国・県の支出金も地方債もちろん減額になっているわけですが、これは、地方債がつかなかったことによるのか、国庫補助とか、そういうものがつかなかったことによって、事業のほとんど、ほとんどといいますか、80%ぐらいできなかったということになると思うんですが、これは、具体的に当初の予定していた箇所のうちどこができなかったのか、その箇所の問題を具体的にお教えいただきたいということと、なぜこれだけの大きな減額になってしまったのか、その理由を伺います。

それから、25ページの地域おこし協力隊が2名を予定していたが、1名になってしまったということで、どういうことで2名の予定が1名になってしまったのか、応募する人がいなかったのかどうか、その辺の理由を伺います。

それから、41ページの有害鳥獣捕獲の600万円の増額ですが、イノシシの捕獲数が増えたということになるんじゃないかと思うんですが、年度末を迎えて、今年度、集計的にどれぐらいの捕獲数になるのか伺います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、砂田議員さんの海岸保全施設の件について答弁したいと思います。

44ページ、歳出のほうになるんですけど、44ページのほうで説明させていただきます。

海岸保全事業のほうでございますが、今回当初予算では工事請負のほうで、箇所で説明いたしますと、2億2,000万円トータルで当初予算計上しておりました。内訳といたしまして、白木漁港、外入の護岸が7,000万円の要求、和田漁港、小泊が1,000万円、和田漁港和田の護岸が3,000万円、志佐漁港の離岸堤が7,000万円、安下庄漁港、安高ですが、護岸が4,000万円、計2億2,000万円の工事請負費の計上をしたところでございます。

その後、これに伴いまして町の要求でありましたが、国庫補助金でございますので、国からの

箇所づけが4月以降出て参りました。その結果、白木漁港については7,000万円が皆減、全てつかなかったということでございます。和田漁港の小泊につきましても1,000万円が、これも全てつかなかった。和田漁港の和田についての護岸も3,000万円の要求について、3,000万円がついておりません。

志佐につきましては、7,000万円の要求に対して4,282万4,000円ほどついたもの、7,000万円の差額、2,700万円についてはつかなかったということで、安下庄漁港の安高についても4,000万円の要求に対して皆減、全てつかなかった。トータル2億2,000万円の要求に対しまして、補正額1億7,700万円については、今回減額させていただいたところでございます。それに伴いまして、歳入のほうも、農林水産事業債につきましても、それに伴った減額であろうと思います。

この理由でございますが、いろいろ理由もありましょうが、これ、国のほうの予算づけの話になります。一つの話によりますと、東日本の大震災に伴う東北の復旧のほうに、今、重点的に配分しているというようなことも聞いておりますので、そのような理由かというふうに思っております。

以上でございます。ちょっとあと、資料持ってきます。

それと、今、イノシシについて、今年度末の捕獲頭数でございますが、今回は今、補正に上げているのは、ワイヤーメッシュとか防護柵のほうの補正でございますが、これは守るほうのものなんで、とるほうの部類については今回補正はしていません。ちょっと、あと捕獲数については、農林課長のほうに確認して、あと答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 地域おこし協力隊が2名から1名になった理由という御質問でございます。

今回、町として募集いたしましたのは、まず、外国人観光客誘致で1名、それからスポーツイベントでの地域活性化ということで1名、計2名の募集を行いました。外国人観光客誘致については、先般2月1日に就任をいただいたところなんですけど、スポーツイベントのほうにつきましても、募集して応募は1名ほどあったんですけども、町が提示した条件等々、面接をさせていただいて、その条件に見合う応募でなかったということで、このたびは、その方については不採用となっておりますので、1名しか採用がなかったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 大変失礼しました。イノシシの捕獲頭数でございます。

1月末現在で1,880頭の捕獲をしております。予算的には、2,200頭の方まで一応予算確保しておりますので、3月末に2,000頭前後でなかろうかというふうな予想は立てておりま

す。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 25ページの企画費の和田小グラウンド代替施設負担金49万4,000円、防球ネットに関するものとかいう説明がありましたが、ちょっともう少し詳しく、なぜ今回補正なのかということとあわせて御説明をお願いいたします。

それと、35ページの児童公園管理経費、工事請負費236万6,000円、これの場所と修繕、撤去内容、遊具の内容を工事費とともにお願いします。

それと、54、55ページ、小学校、中学校の備品購入費、机等の購入ということなんですが、これもちょっともう少し内訳と、今回補正で上げなければならないという理由を御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 和田小学校の防球ネットの工事請負の減額補正ということなんですが、御承知のように、サテライト・オフィス、ビジコムが旧和田小学校に誘致として入っていただきました。そのビジコムとの調整の中で今、旧和田小のグラウンドでソフトボールとか、いろんなやられていた団体がございました。そこらあたりで、そういったサテライト・オフィスを、業務を行うにあたって、そのボールが校舎のガラスを割ったというのはいけないので、防球ネットを設置しようということで、当初計画をしておりました。

そういった中で、ビジコム社とも協議しますし、利用されていた団体とも調整をした結果、防球ネットを設置するのではなくて、今、片添にナイター照明のついたグラウンドがございます。そちらのほうを利用したいというのが、利用者団体のほうからございましたので、逆に言いますと、その防球ネットの設置工事はとりやめまして、逆に言うと、そこの使用料といいますか、片添のグラウンドの使用料について19の負担金補助及び交付金で49万4,000円計上しておりますが、その和田小グラウンドの代替施設の負担金というのがここに上がってきておると、そちらの使用料がですね。片添、指定管理施設ですから、そちらへの使用料を払わなきゃなりませんので、負担金として予算計上したということでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 54ページのまず小学校関係の備品の追加計上ですが、久賀小学校19万5,000円、三蒲小学校3万5,000円、それから明新小学校経費35万4,000円、いずれも机と椅子のセットを追加で購入するということで、これ、毎年少しずつ出てきておりますが、椅子、机等も傷みますので、新学期までに3月補正で計上して、準備しようというものであります。

それから、55ページの大島中学校の備品購入費、それから安下庄中学校の備品購入費ですが、大島中学校については同じく机と椅子、安下庄中学校についてはメディカルカーテン、これは保健室で使うカーテンの整備ですが、これについても新学期までに用意しようというものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんの児童公園等管理費の工事請負費に関する御質問でございますが、場所と修繕、撤去の内容ということでございますが、まず、補修工事につきまして2件ほどございまして、橘オレンジ遊園のトンネルスライダー、すべり台と木材部分の傷みに関する補修工事でございますが、これが約157万円でございます。

それと、久賀中央児童公園のブランコの補修でございますが、4連ブランコでございますが、これが約37万円でございます。

あと、撤去工事5カ所を計画をしております。ちなみにこれにつきましては、昨年11月に遊具定期点検の結果を受けまして、今回緊急性を要するというふうなことで補正計上、補正の予算要求をさせていただいているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 和田小グラウンドの件なんですけど、和田小グラウンドが使いえないから、使ってもボールが校舎に当たったりしてはいけないんで、片添グラウンドを代わりに使ってもらおうということだと思うんですが、地域の方の希望ということであればいいかもしれませんが、ただ地域の方の希望というのは、和田小グラウンドを使いたいということではないのかなと思いますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 東和地区にナイター照明設備があるのが、片添のグラウンドと、それから和田小に簡易な照明設備がありました。地域の利用者の大半が森野地区とかから和田まで来られて使われていた団体というふうに伺っております。ですから、そういった利用団体とお話をさせていただいた中で、片添のほうがいいと、できれば片添を使いたいというような御要望もありましたので、このたび、こういう措置をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 本来、もともとであればナイターはないのかもしれませんが、もともとであれば、和田小のグラウンドを使われていたわけですから、和田小のグラウンドでできることにこしたことはないのかなと思いますけど、片添にはナイターがあるから、この際、ナイターのほうがいいということであれば、何でその負担金を町が計上しなきゃいけないのかなと、片添

で利用者の方から利用料を普通のように、一般の方と同じように利用料をもらってやっていただければいいだけの話ではないのかなと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 私どもがお伺いしているのは、旧和田小学校のナイター設備については、地元のほうで設置された照明設備というふうにお伺いしております。ですから、そこについては、使用料を無料で使われていたというような経緯もあったやに聞いております。そこらあたりの使用団体との調整の中で、今回片添のほうで利用されるにあたりまして、ただ、今回、電気代といいますか、照明のですね、それは利用者団体のほうが負担していただきますが、使用料ですね、グラウンドの、これについては従来無料でしたので、これは町のほうで負担をしましょうというようなことでの調整をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 58ページ、災害復旧費4,260万1,000円ほど補正しておりますが、これは、あれですか、繰越明許費等で、新年度で対応されるのかどうかお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 災害復旧事業の増額の補正でございますが、三蒲奥畑線で昨年発注しまして、今、工事着手しております。床堀等々、掘削をしたところ、その状況が非常に軟弱な地盤ということでございまして、工法変更を余儀なくされました。そこで、地盤の改良とか、背後の改良等々で工事費が増えた。今、今週最初のときに、国との住変の協議をしまして、これも近々にもう重変協議も整って、補正が可決されれば至急その工事のほうに着手していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は次の本会議といたします。

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第15号

日程第11. 議案第16号

日程第12. 議案第17号

日程第13. 議案第18号

日程第14. 議案第19号

日程第15. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第13号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から日程第15、議案第20号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第13号から第15号の補足説明をいたします。

議案第13号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入におきまして保険税、療養給付費負担金、財政調整交付金に係る国庫支出金の減額、退職者分の療養給付費交付金、県の財政調整交付金、高額療養費共同事業交付金の増額、また保険財政共同安定化事業交付金が減額となっております。

歳出におきましては、共同事業拠出金における高額医療費共同事業拠出金の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の減額、また公営企業局企業会計繰出金の増額が主なものとなっており、全体では歳入においてその他一般会計繰入金を追加する状況となっております。

それでは、補正予算書61ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,207万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ38億5,603万4,000円とするものであります。

次に、事項別明細書の67ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、世帯数、被保険者数、基準総所得等の影響により、普通徴収分と特別徴収分を合わせて計957万1,000円を減額しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金は、平成28年11月診療分までの保険給付実績により算定する変更交付申請額に基づき、現年度分の一般分、介護分、後期高齢者支援分を合わせて3,266万7,000円を減額いたします。

2目高額医療費共同事業負担金は、拠出金額の確定により148万4,000円増額いたします。

68ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目財政調整交付金は、普通調整交付金を交付見込み額の減により2,006万8,000円の減額、特別調整交付金を国保診療施設整備分等の増により208万3,000円増

額いたします。

2目制度改正補助金は、対象事業費支出額の減により107万円を減額いたします。

4款療養給付費等交付金は、1項1目退職者分を平成28年11月診療分までの保険給付実績に基づく年間医療費の推計により646万円増額いたします。

5款前期高齢者交付金は、交付金額の確定に伴い71万5,000円増額いたします。

69ページをお願いいたします。

6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金は、拠出金額の確定により国費と同額の148万4,000円増額いたします。

2項県補助金1目財政調整交付金は、県の特別調整交付金が増額見込みのため801万1,000円増額いたします。

7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金は、実績見込みにより2,801万4,000円の増額、2目保険財政共同安定化事業交付金は、実績見込みにより6,668万8,000円を減額いたします。

70ページをお願いいたします。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増により6,000円増額いたします。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、3節職員給与費等繰入金を職員給与費等の減により1万9,000円減額、4節出産育児一時金等繰入金を支給見込み額の減により168万円減額、6節その他一般会計繰入金を財源補填分の増額により6,143万3,000円増額いたします。

71ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、国保の職員人件費の変更により退職手当組合負担金を2万5,000円増額、システム改修に係る委託料の減額により107万円の減額、合わせて104万5,000円減額いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費まで及び72ページ、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費までは財源調整です。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、決算見込みにより252万円、同じく2目出産育児一時金支払手数料を2,000円減額いたします。

73ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金は、納付金額の確定により95万1,000円

減額いたします。

6 款介護納付金も同様に納付金額の確定により 2 3 万 8, 0 0 0 円減額いたします。

7 款共同事業拠出金 1 項 1 目高額医療費拠出金は、拠出金額確定により 5 9 3 万 4, 0 0 0 円を増額し、7 4 ページ、3 目保険財政共同安定化事業拠出金も同様に拠出金額確定により 3, 3 3 7 万 9, 0 0 0 円を減額いたします。

8 款保健事業費は、1 項 1 目特定健康診査等事業費の職員人件費を 4 万 4, 0 0 0 円減額し、2 項 1 目保健事業費においてレセプト内容調査集計に係る業務委託を民間事業者から国保連合会へ委託することが可能となり、委託単価が減少したことにより委託料を 8 5 万 3, 0 0 0 円減額いたします。

7 5 ページをお願いいたします。

9 款基金積立金は、基金利子分を 6, 0 0 0 円増額いたします。

1 1 款繰出金 1 項他会計繰出金 1 目公営企業局企業会計繰出金は、国庫特別調整交付金による町立病院の施設整備費用の増等により 1, 1 0 1 万 9, 0 0 0 円を増額いたします。

以上が、議案第 1 3 号平成 2 8 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 1 4 号平成 2 8 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料及び督促手数料の増額、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額でございます。

歳出においては職員人件費の増額、後期高齢者医療広域連合納付金の減額です。

予算書 7 7 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 4 3 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額を 4 億 3, 4 0 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。

次に、事項別明細書の 8 3 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目特別徴収保険料を県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより 1, 6 9 3 万 8, 0 0 0 円減額いたします。

同様に、2 目普通徴収保険料の現年度分を 8 9 3 万 4, 0 0 0 円、滞納繰越分を 3 1 万 9, 0 0 0 円増額いたします。合わせて保険料 7 6 8 万 5, 0 0 0 円の減額となります。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金を県広域連合共通経費負担金の変更及び職員給与費の変更により 2 5 万 6, 0 0 0 円減額し、2 目保険基盤安定繰入金を県広域連合の実績見込みにより 5 4 9 万 4, 0 0 0 円減額いたします。

84ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、職員人件費を8,000円増額いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金分26万4,000円、保険基盤安定負担金分549万4,000円、後期高齢者医療保険料分768万5,000円をそれぞれ減額し、合計で1,344万3,000円を減額するものであります。

以上が、議案第14号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第15号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの85ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第1条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から3,544万円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億1,049万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から149万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,707万4,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の93ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い416万1,000円減額いたします。

2項国庫補助金1目調整交付金は、見込みにより302万9,000円の減額、2目地域支援事業交付金1節介護予防事業は、事業実績の見込みにより10万円の減額、2節包括的支援事業・任意事業は111万7,000円減額いたします。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、介護給付費の減額に伴い861万円減額し、2目の地域支援事業交付金は、実績見込みにより11万2,000円減額いたします。

94ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の減額に伴い583万5,000円減額いたします。

2項県補助金1目地域支援事業交付金1節介護予防事業は、事業実績の見込みにより5万円減額、2節包括的支援事業・任意事業は55万9,000円減額いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金は、介護給付費の減少により384万

4,000円減額し、2目地域支援事業繰入金1節介護予防事業は、事業実績見込みにより5万円減額、2節包括的支援事業・任意事業は55万9,000円の減額、3目低所得者保険料軽減対策繰入金は、実績見込みにより24万5,000円の減額、4目のその他一般会計繰入金は、財源調整により140万7,000円減額いたします。

95ページをお願いいたします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の減額に伴い574万6,000円減額いたします。

3項介護サービス事業勘定繰入金1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の繰出金の減額に伴い2万6,000円減額いたします。

9款財産収入は、基金利子として1万円増額いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

96ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費89万6,000円減額いたします。

3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費は、介護認定審査会経費の減額により209万3,000円減額いたします。

97ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みにより32万9,000円増額いたします。

2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより1,735万円減額いたします。

98ページをお願いいたします。

2項その他諸費1目審査支払手数料は、実績見込みにより16万1,000円減額いたします。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費は、実績見込みにより253万9,000円減額いたします。

4項高額医療合算介護サービス等費1目の高額医療合算介護サービス費は、319万6,000円増額いたします。

99ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより1,405万1,000円の減額、2目特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みにより17万6,000円減額いたします。

3款基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子1万円を増額いたします。

100ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費1項介護予防事業費1目一次予防事業費は、竜崎温泉の健康運動指導士の

出務日数の減等により40万円減額いたします。

2項包括支援事業・任意事業費2目任意事業費は、家族介護用品支給及び生活管理指導員派遣事業の実績見込みにより102万2,000円減額し、3目地域包括支援センター運営事業費は、職員人件費38万6,000円減額いたします。

101ページをお願いいたします。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金は、平成27年度の調整交付金の確定に伴い9万9,000円増額いたします。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

事項別明細書の105ページの歳入から御説明いたします。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成件数の減により149万6,000円を減額いたします。

次に、106ページの歳出について御説明いたします。

1款サービス事業費1項1目の介護予防支援事業費は、ケアプラン作成の減に伴うケアマネジャー等臨時職員の賃金及びケアプラン作成委託料の減として149万6,000円を減額いたします。

以上で、議案第13号から第15号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、私からは議案第16号から議案第19号までの4議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの107ページをお願いいたします。

まず、議案第16号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から4,961万8,000円を減額し、予算総額を9億3,699万円とするものでございます。

また、第2条におきまして各種事業費の変更に伴い、地方債の補正を行うものでございます。

それでは、主なものにつきまして御説明させていただきますので、事項別明細書の115ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金において、一般会計からの繰入金301万円を減額し、財源調整をしております。

5款財産収入1項財産売却収入1目不動産売却収入1節不動産売却収入は、旧棕野第2水源用地の売却予定額の確定に伴い8,000円を減額し、6款諸収入2項雑入1目雑入1節雑入は、

久賀・大島地区下水道工事に伴う水道管移設補償金の実績見込みにより30万円を減額しております。

7款町債は、各種事業費の変更に伴い、簡易水道事業債2,560万円、過疎対策事業債1,260万円及び辺地対策事業債810万円をそれぞれ減額しております。

次に、117ページの歳出でございます。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費の職員人件費につきましては、職員人件費の調整におきまして8万円の減額をしております。

同じく2項事業費1目維持管理費の維持管理経費13節委託料の水道施設監視点検におきましては、草刈り清掃業務の早期終了により50万円を減額しております。

2目設備費の設備経費において13節委託料では浮島地区海底送水管布設事業について、国の交付決定に係る測量・調査・設計業務等の実績見込みにより、工事請負費への組み替えによる300万円と単独事業費の1,800万円、合わせて2,100万円の減額、また江ノ浦簡易水道事業変更認可業務の契約額確定による80万円の減額をするものでございます。

また、15節工事請負費につきましては、各種事業費の契約額の確定及び実績見込み等により1,999万円を減額補正するものでございます。内訳といたしましては、浮島地区海底送水管布設事業に係る島内整備工事300万円を新たに計上し、久賀・大島地区下水道事業に伴う水道管移設工事2,255万6,000円、また県の油田トンネル改修工事に伴う水道管移設工事43万4,000円、合わせて1,999万円を減額するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金におきましては、棕野長浦地区の水道新設に係る県代行業業負担金について、本年度の施工延長の減及び見込み等により663万3,000円を減額しております。

続きまして、118ページの2款公債費1項公債費2目利子では、長期借入金利子支払経費において、起債償還金利子の確定により、23節償還金、利子及び割引料について61万5,000円を減額しております。

次に、議案第17号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

119ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から7,013万円を減額し、予算総額を9億4,096万5,000円とするものでございます。

また、2条において各種事業費の変更に伴い、地方債の補正を行うものでございます。

それでは、主なものにつきまして御説明をさせていただきますので、事項別明細書の127ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目公共下水道事業費分担金は、分担金の全期前納者の収入見込み額の増により53万円を増額するものでございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道施設国庫補助金は、特定環境保全公共下水道補助金の確定に伴い150万円を減額するものでございます。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金826万円を減額しての財源調整でございます。

7款町債は、各種事業費の減額及び起債の償還金の確定により下水道事業債2,960万円、下水道事業債（平準化債）170万円及び過疎対策事業債2,960万円をそれぞれ減額しております。

129ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款公共下水費の1項事務費1目総務管理費の職員人件費におきましては、職員人件費の調整に伴いまして退職手当組合負担金を3万7,000円増額しております。

また、総務一般経費において8節報償費の下水道受益者分担金の全期前納者の収入見込み額の増により4万9,000円を増額し、13節委託料におきましてはBCP計画策定業務に係る入札減により47万6,000円を減額しております。

同じく2項事業費1目維持管理費の維持管理経費において11節需用費の光熱水費を80万円減額し、13節委託料の水質検査について入札減により150万円を減額しております。

続きまして、2目公共下水事業費につきましては、設備経費において安下庄浄化センター屋外スラブ防水工事の入札減により149万1,000円を減額し、久賀・大島地区公共下水道事業では13節委託料において事業費の精査などにより1,440万8,000円を減額、15節工事請負費につきましては、実績見込みにより1,055万2,000円を減額しております。

また、19節負担金、補助及び交付金についても公共下水道事業に係る県の過疎代行事業費等の実績見込みにより負担金3,992万3,000円を減額し、22節補償、補填及び賠償金におきましては久賀・大島地区下水道事業に伴う水道管移設工事に係る補償金32万3,000円を増額するものでございます。

130ページの、2款公債費1項公債費2目利子では、長期借入金利子支払経費において起債償還金利子の確定により、23節償還金、利子及び割引料につきましては138万9,000円を減額しております。

続きまして、議案第18号は平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

131ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算総額から1,101万6,000円

を減額し、予算総額を3億2,842万2,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして各種事業費の変更に伴い、地方債の補正を行うものでございます。

それでは、主なものにつきまして事項別明細書により御説明をさせていただきます。

139ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金1項分担金1目農業集落排水事業費分担金につきましては、分担金の全期前納者の収入見込みの減により15万円を減額しております。

3款繰入金におきましては、一般会計からの繰入金376万6,000円を減額し、財源調整を行っております。

6款町債は、各種事業費の減額及び起債の償還金の確定により下水道事業債220万円、下水道事業債（平準化債）280万円及び過疎対策事業債210万円をそれぞれ減額しております。

次に、140ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費の職員人件費におきましては、職員人件費の調整により退職手当組合負担金を6,000円増額しております。

また、総務一般経費におきまして8節報償費は、農業集落排水受益者分担金の全期前納者の収入見込み額により3万1,000円を減額し、13節委託料においてはBCP計画策定業務の入札減により79万9,000円を減額しております。

同じく2項事業費1目維持管理費の維持管理経費につきましては、11節需用費の光熱水費を100万円減額し、13節委託料の水質検査を入札減により447万円減額しております。

2目農業集落排水事業費の設備経費は、沖浦東処理区のマンホールポンプ場のデジタル通報装置の更新及び沖浦西浄化センターのスラブ防水工事に係る入札減により433万5,000円減額するものでございます。

141ページ、2款公債費1項公債費2目利子では、長期借入金利子支払経費において起債償還金利子の確定により、23節償還金、利子及び割引料について38万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第19号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

143ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算総額から110万7,000円を減額し、予算総額を4,130万7,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして起債の償還金の確定により、147ページの第2表地方債の補正のとおり、下水道事業債について起債の限度額を490万円から440万円に減額しております。

それでは、主なものにつきまして御説明させていただきます。

事項別明細書の151ページをお願いいたします。

歳入の2款繰入金は60万7,000円を減額し、財源調整を行っております。

5款町債は、起債の償還金の確定により下水道事業債（平準化債）50万円を減額しております。

152ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款漁業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費の総務一般経費13節委託料につきまして、BCP計画策定業務の入札減により15万5,000円を減額しております。

同じく2項事業費1目維持管理費の維持管理経費13節委託料の水質検査について、入札減により93万2,000円を減額しております。

2款公債費1項公債費2目利子では、長期借入金利子支払経費において起債償還金利子の確定により、23節償還金、利子及び割引料について2万円を減額するものでございます。

以上が、議案第16号から議案第19号までの環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、議案第20号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

補正予算つづりの153ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2万1,000円を追加し、予算の総額を8,526万円とするものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。159ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金は、県の交付決定を受けて440万8,000円の減額計上となっております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、442万9,000円の増額計上でございます。

また、160ページの歳出につきましては、1款事業費の各航路につきまして職員人件費の調整及び県補助金の交付決定によります財源の調整を行っておるところでございます。

以上が、平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第13号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 67ページの国保税の歳入のところですが、全体としては957万1,000円の減額で（発言する者あり）これ、退職者分が1,000万円以上の減額となっているわけですが、この一般会計のほうの町税は給与所得のほうは増えてたのでそれが理由とは思えないのですが、この退職者医療制度に入る人が少なかったからこういうことになるのか、この減額の内訳の詳しいところをお願いをいたします。

それから、これは議案第14号とかにも関係するんですが、国保制度全体で税の収納の状況といますか、収納率でもいいんですが、その推移っていうのはどういうふうになってるのか。滞納の処分、仮処分申請とか差し押さえとか、そういうものがあるとすればどれぐらいあるのかお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） まず、退職の被保険者等の国民健康保険税の減額の内訳につきましては、まず医療給付費の現年分720万9,000円及び後期高齢者支援分の現年分の243万9,000円の主な減額理由といたしましては、普通徴収の世帯数が当初208世帯から81世帯、127世帯の減となったことと、あと被保険者数につきましては当初が285名が150名となり135名の減となったことと、それから基準総所得金額につきましては、当初1億1,513万7,000円を見込んでおりましたが、補正後につきましては7,339万4,000円となり、4,174万3,000円の減によるものであります。

それとあと介護納付金の現年度分の67万5,000円の主な減額理由といたしましては、普通徴収の世帯数が158世帯から105世帯にマイナス53世帯となったことと、あと被保険者数につきましては207人から143人のマイナス64人の減となったことと、あと基準総所得につきましては当初7,968万7,000円が7,564万3,000円でマイナス404万4,000円の減となったことが主な減額理由となっております。

それと国保税の収納率の件につきましては、平成23年が94.23%でございます。それか

ら24年が93.15%、25年が93.69%で26年度が93.88%、27年度が93.91%となっております。

あと差し押さえ等の強制処分の件ですが、平成27年度につきましては国保税については10件ほど、主に生命保険とか預貯金と給与の関係でございます。そして今、現時点で28年度の差し押さえ等につきましては、現在のところ14件、これも給与と預貯金、生命保険等を現在しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 滞納処分についてですが、差し押さえは給与の差し押さえ、それから年金は今おっしゃらなかったんですが、給与の差し押さえは何%ぐらい、給与の全部ではないと思うんですが、どれぐらいをめどに行っているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） ちょっと今手持ちないんですが、基本的には給与を差し押さえるときには社会保険料とかそういったものを引くのと、あと扶養の人数とか、あと基本的な控除を引くようになっておりますので、それを差し引いたやつで差し押さえの可能額が出た分の給与の差し押さえをしております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 法的に給与の差し押さえはここまでしかできないって決まってると思うんですが、多分、民事訴訟法かな、民事保全法か、そのことは含んだ上での差し押さえなのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほど申しましたような基準で差し押さえやってるわけですが、当然そういった最低基準といいますか、そこは確保した差し押さえを行っておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） これも歳入のところですが、83ページの普通徴収分で繰越滞納で31万9,000円の増額ということになって、これはさっきの問題と重複するところもありますが、その31万9,000円というのは何人分ということになるのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 永田健康増進課長。

○健康増進課長（永田 広幸君） 砂田議員さんからの御質問でございますが、28年度の1月19日の調定ベースでこのたび計上しておりますけれども、26年度分が6人、27年度分が23人、計29人分を計上しております。29人でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第13号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

から議案第20号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は次の本会議といたします。

日程第16. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第21号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第21号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成28年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをお開きください。

この予算は、12月実績に基づきまして算出しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、主要な建設改良事業についてそれぞれ入札による事業費減少のため、病院改築工事については111万2,000円を減額補正し、合計6億9,248万6,000円に、医療機械器具及び備品購入については3,111万2,000円減額補正し、合計9,392万7,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条本文を、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。なお、医業費用中報酬1億2,924万9,000円、奨学金2,658万円、旅費交通費652万9,000円、燃料費158万4,000円及び委託料2,910万7,000円の財源に充てるため、企業債1億8,130万円を借り入れると改めます。

2ページをお開きください。

収入につきましては、特別交付税の確定、過年度奨学金返納、共済組合役職員に係る公的負担金の返納による特別利益の増加等により、合計で501万5,000円増額補正し、55億7,969万5,000円を見込んでおります。

支出につきましては、固定資産の廃棄処分による資産減耗費の増額、介護老人保健施設さざなみ苑の材料費増加等により、合計で534万3,000円増額補正し、55億7,960万3,000円を見込んでおります。

次に、3ページの下部をご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、まず予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,770万9,000円は、減債積立金4,139万1,000円、損益勘定保留資金7,631万8,000円で補填するものとするに改めます。

4 ページをお開きください。

資本的収入において、建設改良事業費の入札による減少に伴う企業債の減額、機械備品整備に対する国民健康保険調整交付金の交付、基金の取り崩しによる増額により 3 億 7,350 万円を増額補正し、収入合計 12 億 6,230 万円としております。

支出については先ほど収入でも説明しましたとおり、入札による建設改良事業費の減少により、合計 3,222 万 4,000 円を減額補正し、支出合計 13 億 8,000 万 9,000 円としております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

第 5 条の企業債につきまして、建設改良費は入札による事業費減少による減額、医療の確保事業は事業費増加のため増額、合計 650 万円を減額補正し、11 億 8,750 万円としております。

第 6 条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、調整交付金の交付により 491 万 2,000 円を増額補正し、10 億 4,270 万 7,000 円としております。

6 ページをお開きください。

第 7 条のたな卸資産購入限度額については、東和病院患者外給食材料増加により 56 万 7,000 円増額補正し、9 億 9,620 万 5,000 円としております。

附属資料といたしまして、7 ページ以降に補正予算に関する説明書を添付しております。

以上が、平成 28 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は次の本会議といたします。

日程第 17. 議案第 22 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 17、議案第 22 号周防大島町債権管理条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 22 号周防大島町債権管理条例の制定について、補足説明をいたします。

本議案は、町の債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、町が有する債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めるために条例の制定をするものでございます。

これまでも本町では債権管理の取り組みとして、平成18年度の機構改革により税務課に徴収対策班を設置して、税外収入金徴収担当課会議を開催し、債権管理について各種検討、協議等を行いながら債権所管課と税務課徴収対策班が連携して債権管理に取り組んでおりますが、さらなる適正な債権管理の推進と滞納額の縮減に向けた全庁的な取り組みを実現するため、周防大島町債権管理に関する基本方針を本年1月に策定したところであります。

今回、この基本方針における債権管理の環境整備として、債権管理に関する事務手続を全庁的に統一し、法令等に基づき適正に管理するために本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして御説明をいたします。

第1条は本条例の目的について定め、第2条は町の債権の定義について定めており、町が保有する全ての債権を対象としております。

第3条は他の法令等との関係について定めております。

第4条は町長等の責務について、第5条は債権を適正に管理するために台帳の整備について定めております。

第6条は債権を計画的に徴収するため、徴収計画について定めております。

第7条では町の債権のうち私債権の放棄について、1号から6号までのいずれかに該当する場合、当該債権の一部、または全部を放棄することができることを定めております。

第8条では債権を放棄したときの議会への報告について定めております。

第9条では施行に関する委任事項について定めております。

なお、附則として条例の施行期日を平成29年4月1日としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず、この条例の設置目的というんですか、さっき言われましたように債権の適正な管理のために条例制定ということはわかるんですが、あえてこの条例を制定する必要性というんですか、ざっと見るとこの7条の債権の放棄がメインというか目立つんですけど、債権管理のための条例であればまず強制執行とか督促、そういった徴収するほうの規定を明確にする必要があるのではないかなと思いますし、というのが1点と、もう1つこの7条の債権の放棄のところの6号に、当該債権の存在につき法律の争いがある場合において町長等が勝訴の見込みがないと決定したときは放棄できるという規定があるんですけど、これは債権が敗訴す

れば債権は消滅することになると思いますけど、あえてこの規定を設ける意味というのはどういうことなのか、ちょっとその辺の補足説明というか、お願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） まず、本条例の目的といいますか、それにつきましては町の債権、町が保有しております債権には町税とか国保税をはじめ保育料、簡易水道、公営住宅使用料など多岐にわたります。徴収方法事項についても各債権ごとにさまざまでございます。このことから、本町では全庁的な債権管理のあり方、考え方の共通認識を再認識し、町として債権の適正化を進めていくため、先ほど副町長が申しましたように債権管理に関する基本方針を本年1月に策定したところであり、今回その中の柱の1つの環境整備におきまして適切な管理をするため、債権管理条例の制定をするものであります。

これの効果といたしましたら、まず全庁的な取り組みを行うことで各債権所管課の意識とか方向性を統一すると。2点目が各債権に適用される法令等に従い、適正な債権管理を行う責任を明確にすると。あと先ほど7条にもありましたように、例えば破産等により債権管理を続けても事実上徴収見込みのない私債権については、放棄することで不良債権等の整理をするといった効果があると思っております。

次に、先ほど督促とか強制徴収の件がありましたが、今回債権管理条例を上げたのが、まず1点が全庁的にきちっと債権の管理を進めていこうというのが目的でありまして、この条例の中で今、田中議員さんが申しましたように、例えば自治法の施行令にありますような督促とかそういう徴収ですとか、そういう文言になりますと私債権についての条文が入れるようになりますので、今回は全庁的に公債権、私債権全てを一緒に管理するんだということで、そういった自治法の施行令との引き写しは行っておりません。

それと、最後に7条の6の件につきましては、債権の存在についてその関係資料を検討して勝訴の見込みがないものは訴訟を提起せず、また提起しても訴訟を取り下げる場合があります。このような債権存否が確定しないような債権をそのまま放置することなく権利放棄を行うということで、今回放棄ができる理由の1つとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 全庁的な共通認識を形成するという意義はわかるんですけど、そうであればやっぱり地方自治法施行令171条の2の強制執行等に関する規定は、やっぱり確認として設ける必要があるんじゃないかなとは思いますが。

それと、この7条の6号で、これは町長等が勝訴の見込みがないものと決定したときということ、町長が債権の放棄を決めれるということになると思うんですが、地方自治体の公共団体の

長にはそういった債権放棄の行使についての裁量権はないというのがこれまでの凡例でありますので、その辺との整合性はよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、強制執行等々の規定が必要なんじゃないかというような御質問ですが、これにつきましては当然地方自治法、あるいは地方税法等々いろんな法律がございます。その中で運用しているわけがございますから、あえてこの条例にそこらあたりはうたっていないということで御理解いただければと思います。

それから、今の第7条6号の町長等にその裁量権はない、まさしく、ですから自治法の96条に議会に諮る必要があるというのは当然、権利の放棄をする場合です、そういった規定があるというのは認識をしています。そういった中で、先ほど税務課長のほうから答弁したように、そういったいろんな資料を検討して勝訴の見込みがないという要するに裁判、当然相手方から提訴される、それを受けるか受けないか、そういったいろんな判断をした場合に裁判を提訴しても、あるいは受けてもそういった勝訴がないという場合、あるいはまた、いろんな裁判を続ける中でその裁判の権利の中で訴訟を取り下げると、そういったケースもございますので、そういった場合にはこういったことができるよという規定を設けさせていただいておるという趣旨でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その8条の規定は議会の報告なんで、そこで担保されるわけではない別の問題だと思いますけど、私が言っているのは7条の6号で、ここに町長の裁量権があるという規定になるのではないかと、それがこれまでの凡例と整合性がとれるのかというところを説明いただきたいということなんで、もう一度お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、ここにありますように第7条の本文といいますか、ここで要するに一部をまあ、ここなんですけど全部一部を放棄することができるという規定になっております。そういった中で、こういったケースの場合に町長としてもそういったことが判断をすることができる、この条例の御議決をいただいた中で、ですから基本的に自治法の180条の専決処分との委任と同じような考え方でこの条例が御議決いただければそういった判断を町長がする場合もある、そしてそういった判断をした場合は次の議会で御報告させていただくという考え方の条例という趣旨でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、5条の台帳、それから6条の徴収計画を策定する、これは具体的にどの部局で、税務課がするのかどこが台帳を管理し、どこが計画を策定するのか伺います。

それから7条の、その今の6項、6つの規定っていうのは非常に大事な規定だと私も思います。ここにある町長等というその等はどのようなものを予定しているのか伺います。

それから、この債権についてはやはり町税、税金の徴収っていうことを主に想定していると理解していいのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） まず、5条の台帳につきましては、基本的には各債権所管課が管理をするということにしておりますが、町の主な債権につきましては先ほども御説明いたしました。平成18年度に導入した滞納システムにより経過記録とか時効管理、滞納処分等の管理をしております。今回台帳の整備を申しましたのが、基本的には私債権の台帳につきましては町の財務規則の219条に規定がございますので、今回公債権について規定がありませんでしたので、それを同じ内容として私債権と同様に公債権について管理をするということで5条の整備を設けております。

内容につきましては、町の財務規則の219条にありますように、債務者の住所及び氏名名称とか、債権金額、履行期限、債権の発生原因、債権の発生年度、債権の種類、利率その他利息に関する事項、あと延滞金に関する事項等と債務の資産とか業務の状況に関する事項、あと担保に関する事項と債権契約の解除条件とその他参考となる事項となっております。

それと、6条の徴収計画につきましては、これにつきましても債権所管課が毎年徴収計画を策定することとしております。その具体的な流れとしましては、毎年決算が終わった時点で年1回ほど未収金対策会議とかそういうものを開いて、各債権所管課が集まって年間の徴収計画とか目標の徴収率とかそういうものを基本的には立てていくというようにしております。

あと7条の町長等につきましては、4条の町長の責務がございますように町長と、あと水道事業管理者の権限を行う町長及び病院事業の管理者のことについてであります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今のいろんな法律でも地方自治体が持っている滞納処分についてはさまざまな特権といいますか、先取特権があったり根抵当権に対する処分で有利な状況がつくってあったり、今でさえ地方自治体が持っている債権については強力なものがあるにもかかわらず、こういうものをつくることによって債権の一層の適正化を図って公正かつ円滑な行財政運営を資することを目的とすると。これももう少し具体的に言うと、つまり町が持っているいろんな税金や利用料、あるいは負担金、そういった債権を徴収をするその体制を整えていくということになるように見えるんですが、そういうふうに理解していいのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 今、議員さんおっしゃられたように、町の債権、まず基本的には発

生原因に分けて大きく3つに分類されまして、町税、国保税、保育料のように国や地方税の例により滞納処分ができる自立執行権のある強制徴収公債権と、それからあと農業とか漁業の集落排水施設の使用料のように滞納処分ができず債権の回収には裁判所による手続を経て強制執行となる自立執行権のない非強制徴収公債権と、最後に簡易水道の料金とか公営住宅使用料等の相違の合意に基づく私債権と大きく3つに分かれております。今回、まずきちっと今の債権所管課とうちが、例えば税務課のほうで債権を引き継いでおりますが、それをもう一体的にきちっと管理しようというのが今回の大きな目的でありまして、その中であと今の私債権につきましては、7条の債権の放棄につきましては、この7条は全部私債権についてのみの規定でございます。私債権は債務者から時効の援用がないと消滅しないことから、徴収の見込みのない債権をいつまでも管理し続けることは適正な債権管理を妨げる要因となっております。そのため、債権を効果的、効率的に管理するために徴収努力を続けても徴収の見込みがない一定の条件を満たす債権についてはこのたび放棄ができるということにしております。

ただし、今一応該当する場合においても町の財産でございますので、安易な債権の放棄は行わず、例えば保証人から徴収できる見込みがある場合には債権の放棄を行わないと。ある程度徴収努力をしてもどうしても、今の7条の各号に上げてるようなものについては、最終的に債権放棄をさせていただきたいというように考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 強いて言うなら目的について先ほどお伺いしたように、今、課長さんおっしゃられたように、いろんな債権をこの公正かつ円滑に徴収する、債権の適正化を図るという意味は、そういった債権がこの条例によって一層徴収しやすくするためにつくるんだというふうな条例としてつくるというふうに理解していいのかどうか、その目的についてもう少し、何ていいますか、実際に照らした目的をおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほど副町長の補足説明にもありましたように、要するに債権の適正な管理の推進、それから滞納額の縮減、こういったことに向けた全庁的な取り組みを実現するためにまず債権管理に関する基本方針、こういったものを本年の1月に策定したということでありまして。ですから、そういったことを踏まえて今の目的に対応するために今回この条例を定めさせていただいて、全庁的な取り組みを行いたいという趣旨でのこの条例制定というふうに御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第22号をお手元に配付してある議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号をお手元に配付してある議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第23号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第23号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明をいたします。

このたびの廃止条例の制定は、先ほど町長より行政報告がありましたとおり、介護保険制度の改正により平成29年4月から周防大島町では介護予防・日常生活支援総合事業——以下、これを新しい総合事業と言いますが、この新しい総合事業を開始し、これまで介護予防給付で行われていた通所介護を住民などが主体となった多様なサービスに類型化することとしております。

生きがい活動支援通所事業は、おおむね65歳以上の高齢者の介護予防に資する事業として町単独事業で実施してまいりましたが、対象者もサービス内容もほぼ同様であることから、介護保険制度における新しい総合事業に移行するため、周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止しようとするものであります。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町生きがい活動支援通所施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 24 号

日程第 20. 議案第 25 号

日程第 21. 議案第 26 号

日程第 22. 議案第 27 号

日程第 23. 議案第 28 号

日程第 24. 議案第 29 号

日程第 25. 議案第 30 号

日程第 26. 議案第 31 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 19、議案第 24 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてから日程第 26、議案第 31 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてまでの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 24 号から議案第 31 号までにつきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 24 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。

平成 28 年 12 月定例会におきまして、平成 29 年 1 月 1 日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に対応すべく、本条例の一部改正案を御議決いただいたところでございます。

しかしながら、平成 29 年 4 月 1 日施行の児童福祉法の一部改正により、同法第 6 条の 4 の規定が改正されました。このことに伴い、法律の当該号番号と整合を図ることと、育児休業法の改正に係る所要の整備を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

なお、本条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第 25 号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

議案第 24 号の周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての説明と同様になりますが、平成 28 年 12 月定例会におきまして、平成 29 年 1 月 1 日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に対応すべく、本条例の一部改正案を提出し、御議決をいただいた

ところでございます。

しかしながら、平成29年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、同法第6条の4の規定が項建てから号建てに変更されました。このことに伴い、法律の当該号番号と整合を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

なお、法律の施行日にあわせ、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、新たな職の設置及び報酬額の改定を行うため、条例を改正するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。19ページをお願いいたします。

別表第1において、平成26年5月に策定した周防大島町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、その内容をより具体的に行動できるよう、本年2月に策定した周防大島町新型インフルエンザ等対策マニュアルにおいて、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合、専門性の高い予防接種や医療に対応するために周防大島町新型インフルエンザ等対策予防接種・医療委員会を設置しており、この委員会を招集した際に委員に報酬を支払うため、新型インフルエンザ等対策予防接種・医療委員を追加するものであります。

年額または月額とする委員等について、周防大島町報酬及び費用弁償条例施行規則第2条において、実態等を考慮し、別に定める基準により報酬及び費用弁償を減額し、または支給しないことができる旨規定しており、状況を鑑み報酬の減額等ができるようになっております。

行政連絡員の報酬につきましては、本条例において世帯割1世帯につき年額2,000円と定めておりますが、平成26年度から自治会活動費である自治会振興奨励金の拡充を図ることにあわせ、行政連絡員の報酬を1世帯当たり年額1,500円と定め、毎年度段階的に引き下げ、平成29年度から1世帯当たりの年額を1,500円とすることといたしました。これに伴い、金額の一部改正をするものでございます。

次に、福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員、家庭相談員及び主任相談支援員の報酬を改定するものであります。母子・父子家庭等に対し、総合的な自立支援を行う母子・父子自立支援員及び健全な家庭児童の養育のために相談業務を行う家庭相談員は、平成24年4月、福祉事務所設立時から設置されておりますが、平成28年度の山口県の同職の報酬額を参考に見直すものです。

なお、家庭相談員につきましては、これまで出務日数を12日としておりましたが、平成29年度からは県児童相談所から町へ事案送致がされ、業務量が増加することを見込み、県家庭相談員と同じ17日となります。

生活困窮者に対する自立相談支援業務を行う主任相談支援員は、生活困窮者自立支援法の施行

により平成27年4月から配置されておりますが、報酬額の根拠を町家庭相談員の報酬額として
いることから、家庭相談員の報酬の改定に伴い、主任相談支援員の報酬も改定するものでありま
す。

なお、主任相談支援員の出務日数は12日と変わりませんので、改定後の家庭相談員報酬額か
ら5日分差し引いた報酬額としております。

なお、附則として、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第27号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであり
ます。

大島郡4町が合併し12年が経過いたしました。職員の数については行政改革の一環として
簡素で効率的な執行体制の確立を図るべく削減に取り組み、合併時と比較して約30%、
120名以上の減少となっております。

また、職員数の減少にあわせ、管理職におけるポストの見直し等も含め、機構の改編も検討し
ているところでございます。

総合支所における主な業務は、地域に密着したサービスに対応する内容が大半でありまして、
総合支所長の配置につきましては職務の性質上その地域を熟知する者が望ましいと考えておりま
すが、これからの退職者の状況、また管理職の状況から、総合支所長に必ず部長級の者を当てる
という人事配置が困難になりつつあります。

このような事情から、総合支所長につきましては課長級の者を当てることも可能となるよう、
別表第4中の総合支所長の給料表の職務の級を6級及び7級にしようとするものでございます。

この改正により、業務の内容や対応を変更しようとするものではなく、今までと同様に総合支
所の設置の目的のため、引き続ききめ細かい対応を図ろうとするものでございます。

なお、附則として、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第28号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び
地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地
方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平
成28年11月28日にそれぞれ公布され、また特定非営利活動促進法の一部を改正する法律
（平成28年法律第70号）が平成28年6月7日に公布され、平成29年4月1日から施行さ
れることに伴い、周防大島町税条例等の一部改正をするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしまして、法人税割の税率引き下げの時期が平成
29年4月1日から平成31年10月1日に変更となったことに伴い、規定の整備及び施行期日
の変更をするものであります。

2点目といたしまして、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更となったことに伴い、規定の整備及び施行期日の変更をします。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により順次御説明をいたします。

31ページ、上段になりますが、条例第36条の2町民税の申告につきましては、法律改正にあわせて改正するもので、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する規定の整備をします。

31ページ、下段、附則第7条の3の2につきましては、法律改正にあわせて改正するもので、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を平成33年まで延長するものであります。

41ページ、上段、平成28年改正条例第1条中、附則第16条軽自動車税の税率の特例についてであります。これは法律改正にあわせて改正するもので、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備をします。

47ページ、中段、平成28年改正条例第1条の2中、附則第16条についてであります。これは法律改正にあわせて改正するもので、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成31年10月1日に変更となったことに伴い、規定の整備をします。

48ページ、中段、平成28年改正附則第1条施行期日についてであります。これは法律改正にあわせて改正するもので、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い、施行期日を平成31年10月1日に変更するものであります。

49ページ、上段、平成28年改正附則第2条の2町民税に関する経過措置についてであります。これは法律改正にあわせて新設するもので、法人税割の税率引き下げの時期が平成31年10月1日に変更となったことに伴い、規定の整備をします。

49ページ、中段、平成28年改正附則第3条軽自動車税に関する経過措置についてであります。これは法律改正にあわせて改正するもので、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴い、適用年度を平成29年度から平成32年度に変更するものであります。

49ページ、中段、平成28年改正附則第3条の2についてであります。これは法規定の新設にあわせて新設するもので、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴い、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設をします。

続いて、議案第29号周防大島町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてであります。

社会保障・税番号制度は、社会保障・税等の分野の情報に個人番号、マイナンバーを付し、これらの情報を適切、的確かつ効率的にやり取りすることで、きめ細かい社会保障給付やより正確な行政を実現するため、法整備等が進められてきたところであります。

この中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、略称を番号法と言いますが、この番号法においてマイナンバーの利用に係る特定個人情報の提供の制限や、情報提供ネットワークシステム、特定個人情報の提供、情報提供の記録や特例を規定している条文の施行期日は、同法附則第1条第5号により政令で定める旨規定されておりましたが、このたび平成28年12月28日政令第405号が公布され、施行期日が平成29年5月30日で確定いたしました。

また、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）、略称を個人情報保護法等改正法と言いますが、この個人情報保護法等改正法では、番号法について特定個人情報の利用を促進する目的から、予防接種履歴や特定優良賃貸住宅、中所得者向けの管理や地方公共団体が条例により独自に特定個人情報を利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報提携を可能とする旨の改正が行われておりまして、この改正規定の施行期日についても同法附則第1条第5号により、番号法附則第1条第5号に掲げる旨、規定の施行の日とされていたため、同様に施行期日が平成29年5月30日で確定したところでございます。

個人情報保護法等改正法第6条の規定により、新たに追加される改正後の番号法第26条の規定では、条例により独自に特定個人情報を提供する場合においては、番号法第23条の規定を準用すること等とされているため、個人情報保護法等改正法の施行に伴い、周防大島町個人情報保護条例（平成17年条例第6号）及び周防大島町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）の関係条文について、所要の改正を行うとさせていただきます。

それでは、改正の要点を御説明いたします。

まず、第1条周防大島町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

第2条第9号は情報提供等記録を定義づけするもので、個人情報保護法等改正法で追加された番号法第26条で番号法第23条の規定が準用されることに伴い、準用規定を追加するものでございます。

第24条は、番号法第26条の規定が新たに追加されたことに伴い、同法第26条から第56条までの条文が1条ずつ条ずれとなるため、条例で引用されている第28条を第29条に改正するものでございます。

次に、第2条周防大島町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

第23条の2は、個人情報保護法等改正法による番号法第31条第1項の規定により、読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第35条の内容にあわせて改正するものでございます。

本条は、周防大島町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年周防大島町条例第

28号) で公布されたところでございますが、施行期日について番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日と規定されていたため、未施行となっていたものでございます。このたび番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日が平成29年5月30日と確定したことから、施行前の条文に個人情報保護法等改正法で規定された番号法第31条により、読み替えられる行政機関個人情報保護法第35条の規定に沿って、番号法第19条第8号及び番号法第26条に係る規定を盛り込むため、一部を改正する条例の一部改正となったものでございます。

附則の施行期日でございますが、第1条関係につきましては番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日(政令第405号)のとおり平成29年5月30日とし、第2条関係につきましては公布の日としております。

続いて、議案第30号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による介護保険法の改正により、通所介護を提供する事業所のうち利用定員が19人未満の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として、市町村が指定する地域密着型サービスに移行することとなりました。

また、平成28年2月に厚生労働省令第14号により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準が改正されたことに伴い、周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を行うものであります。

なお、市町村条例の改正につきましては、平成29年3月31日まで経過措置が設けられており、条例が施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準をもって市町村条例で定めた基準とみなす、いわゆるみなし規定が定められておりました。町内21の通所介護事業所のうち14事業所が、平成28年4月から県のみなし指定により地域密着型通所介護事業所に移行しております。

それでは、58ページの新旧対照表に基づいて御説明いたします。

目次中、第3章指定夜間対応型訪問介護(第13条から第17条)を、第3章の2指定密着型通所介護(第17条の2から第17条の11)に改めるものでございます。

次に、第3章の次に、第3章の2指定地域密着型通所介護を加えるものでございます。

第17条の2は地域密着型通所介護の基本方針について定めており、その内容は指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護——以下、指定地域密着型通所介護といたしますが、この事業は要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、または向上を目指し、

必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないとしております。

第17条の3は従業者について定めたものであり、その内容は指定地域密着型通所介護の事業を行う者——以下、指定地域密着型通所介護事業者といますが、指定地域密着型通所介護事業者は当該事業を行う事業所——以下、指定地域密着型通所介護事業所といますが、この事業所ごとに規則で定める員数の生活相談員、看護師若しくは准看護師、介護職員及び機能訓練指導員——以下、従業者といますが、従業者を置かなければならないとしております。

第2項では前項に規定する従業者に関し、必要な基準は規則で定めるとしております。

第17条の4は管理者について定めたものであり、その内容は指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとしております。

第17条の5は設備及び備品等について定めたものであり、その内容は指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならないとしております。

第2項では前項に規定する設備及び備品等に関し、必要な基準は規則で定めるとしております。

第17条の6は準用について定めたものであり、その内容は第9条から第11条まで及び第24条から第24条の2の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用するとしております。

なお、第9条は内容及び手続きの説明及び同意を、第10条は提供拒否の禁止を、第11条は秘密保持等、第24条は非常災害対策を、第24条の2は事故発生時の対応を定めております。

次に、第17条の7からは本町には該当する事業所はありませんが、指定療養通所介護について定めております。

第17条の7では指定療養通所介護の基本方針について定めたものであり、その内容は第17条の2から第17条の6までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なものを対象者とする指定地域密着型通所介護をいう）以下、同じでございますが、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話

及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないとしております。

第2項では指定療養通所介護の事業を行う者——以下、指定療養通所介護事業者とありますが、指定療養通所介護事業者は指定療養通所介護の提供にあたっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下、この章において同じでございますが、等との密接な連携に努めなければならないとしております。

第17条の8は従業者について定めたものであり、その内容は、指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所——以下、指定療養通所介護事業所とありますが、この事業所ごとに規則で定める員数の看護職員又は介護職員——以下、従業者とありますが、従業者を置かなければならないとしております。

第2項では前項に規定する従業者に関し、必要な基準は規則で定めるとしております。

第17条の9は管理者について定めたものであり、その内容は指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合には、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとしております。

第2項では前項に規定する管理者に関し、必要な基準は規則で定めるとしております。

第17条の10は設備及び備品等について定めたものであり、その内容は指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとしております。

第2項では前項に規定する設備及び備品等に関し、必要な基準は規則で定めるとしております。

第17条の11は準用について定めたものであり、その内容は第9条から11条まで及び第24条から第24条の2の規定は、指定療養通所介護の事業について準用するとしております。

次からは介護保険法及び介護保険施行規則の改正により生じた条ずれに伴う改正であります。

第34条は指定認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めたものでありますが、法第8条第19項を法第8条第20項に改めるものであります。

第41条は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針を定めたものでありますが、法第8条第20項を法第8条第21項に改めるものであります。

第48条は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針を定めたものでありますが、法第8条第21項を法第8条第22項に改めるものであります。

第61条は指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針を定めたものでありますが、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号第17条の10）を介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号第17条の12）に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

最後に、議案第31号周防大島町……。

○議長（荒川 政義君） 副町長、暫時休憩します。

○副町長（岡村 春雄君） はい。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時20分休憩

.....

午後2時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第31号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成28年6月28日付、国の個人情報保護委員会通知により特定個人情報の提供が可能となる独自利用事務の事例が拡大され、不妊治療費用の補助に関する事務が利用事務の対象とされたことにより、山口県においても山口県特定不妊治療費助成事業の申請時に必要となっている所得課税証明書及び住民票の添付が省略できるように関係条例の一部改正を行っていることから、関連する本町の助成制度においても関係書類の添付省略ができるように周防大島町一般不妊治療費助成事業及び周防大島町特定不妊治療費助成事業における助成金の支給に関する事務を利用事務の対象にするものであります。

なお、附則として、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第24号から議案第31号までの補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第24号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、質疑はございませんか。
砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 家庭相談員について、12日を17日にするのでこういうふうになり上がり幅が大きいということでしたが、この値上げ率は、割合としては、ほかの母子・父子自立支援員、主任相談支援員などと同じような値上げ幅になるのかどうか、値上げ幅というか率になるのかどうか伺います。

それから、行政連絡員ですが、2,000円が1,500円にこれは逆に値下げになると、減額されるということですが、この行政連絡員というのは具体的にどういうことをされるのかまず教えていただきたいのと、なぜこれは500円の値下げということになるのか、その業務の範囲が狭くなったりするということもあるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 家庭相談員の上昇率についてということの御質問でしたが、家庭相談員につきましては、今までは週3日の勤務というふうなことで行っておりました。しかしながら、29年度から児童相談所からの逆送致というふうな事務も新たに発生するというふうなことでございますので、山口県の健康福祉部のほうの事務所で設置しております家庭相談員と同額の金額で、今回条例改正の議案を上げらせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務課長。

○総務課長（中村 満男君） 行政連絡員の仕事ということでございます。行政連絡員はその名のとおり、町が発します文書等を毎月15日前後に家庭のほうにお配りしていただいている、そこをお願いをしているところが主なところでございます。

それと、金額につきましては説明にもございましたけれども、平成26年当時に自治会振興奨励金との兼ね合いで自治会振興奨励金を増やしていこうという方向で、その自治会振興奨励金を増やす部分については行政連絡員さんの手当のほうで削減していこうということを決めて、ただ自治会振興奨励金につきましては一括で26年度に上げたんですけれども、行政連絡員につきましては段階的に26、27、28というふうな格好で下げさせていただいております。今回その当初の目的である1,500円という数字になりましたので、改めてこの条例のほうを改正させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 家庭相談員の12日が17日、これ計算すればわかるんですが、1日当たりにすれば値上げ率としてほかの支援員さんと同じような値上げ幅、値上げ率になるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

それから、行政連絡員の方はちょっとよくわからんと言えどもわからんのですが、実際に配る方々というのは大変、大変だという話はよく聞きます。配ったかと思ったらもう次が来るとるみたいなのも最近はないですか。（笑声）前は聞いたことありますが。その1,500円にしたことがなぜそれが必要なのかどうか、ほかの今課長がおっしゃったほかのことでいろいろあったけれども、それとの兼ね合いでこうなったという御説明でした。実際にその、行政連絡員さんがその報酬として受け取れる額を減すということに間違いはないのかどうか、もう少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この行政連絡員の報酬でございますが、ずっと長い経緯がありまして、実は合併前のことからずっとつながっておるわけでございますが、旧4町ともいろいろ名称は自治会長とか区長とか、または行政連絡員とかいろいろな名称でございましたが、合併前には4町それぞれ別々の報酬を自治会長さんに出しておったと。それで当然、額も1所帯当たり4,000円、3,000円、2,000円というように随分ばらつきがありました。当然合併するわけですから、この制度をひとつ統一しなければならぬということで、今ここで言いました行政連絡員という制度に統一したわけです。旧町ごとには何となしに昔から自治会長にそれを町長が任命すると、実際には任命行為が出てないというようなこともございました。そういうことで、合併の中で統一するというので行政連絡員制度というのをつくって、そして例えばその、自治会長さんを推薦していただいてこちらから町長が任命するという形の制度にしました。そういうことですから、今現在も例えば旧橋では28名、旧久賀町では45名、旧東和町では約100名弱かな、旧大島町では100名ちょっと過ぎるぐらいの数の行政連絡員さんがおられます。ということで、制度としては完全な統一的なことができてないということなんです、これはまあずっと古い歴史があつて来たことですから、それまで変えるということではできませんでした。そうした中で、ただこの報酬は統一しなければならぬということで統一したわけでございますが、その後この、例の防災行政無線が全て完備いたしました。そのときに1回今まで紙ベースで回覧板というような形でやってみたのが、防災行政無線ができれば今度はそれが大分削減できるということからして、この行政連絡員の報酬の見直しをやるという時期ができました。そして、行政連絡員さんのほうからも今おっしゃられたように今配ったと思ったらまた次が来た、また配らないけんというようなそのような苦情もたくさんあつたんですが、それを広報の15日に一緒に、月1回を原

則とするというような形に取りまとめてまいりました。それは1つには防災行政無線でお知らせができることになったと、戸別受信機でできるちゅうことになったということもあるんですが、その後には今度は自治会振興奨励金というのを合併後に出すことにいたしました。それは自治会の活動費が不足すると、自治会の負担金を集める、区費を集めるだけじゃ足らんということから自治会奨励金を出すように合併のときになったんですが、それを増額してほしいという要望がたくさんありました。それとあわせて行政連絡員さんの報酬を削減するその分だけを自治会奨励金に上乗せしてやろうということで、実は平成26年のときにこの議会で、前の議会ですが、そこで自治会奨励金に見合うほどの額はこちらの行政連絡員の報酬から削減して、その分を奨励金のほうに上乗せする、それは先ほど言いましたように配りもも少なくなってきておるということも含めてそのようなことにしたわけです。それで、平成26年に自治会奨励金のほうは全額をもう先に渡しております。それで毎年毎年、今度は行政連絡員の報酬のほうを3年間で下げてくる、3年かいね、4年間で下げてくるということにしたのが最後のこれが最終の条例改正なんですね。ですから、もう既に自治会奨励金のほうは平成26年に上乗せしてから先にお渡ししているという経緯がございます。ですから、それは先ほど議員さんがおっしゃられたように行政連絡員さんにお支払いするんですが、実はその、大きな自治会であれば行政連絡員さんだけが当然配るわけじゃありませんので、そこらの今度は、あと班長さんとかいろいろおられると思いますが、そこに渡してるかどうかというの、これは私たちは何とも規制はしておりません。その行政連絡員さんが今度はほかの班長さんがおればその班長さんにお渡しするかどうかというの、それはその行政連絡員さんにお任せしているということでございます。ということでございますから、もう平成26年のときの協議がこれが最後の条例改正ということになるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 砂田議員さんから上昇率についてという御質問でございますが、両方ともは約102%ということで、ちょっと小数点以下の端数の部分はございます。

なお、先ほどちょっと私の説明が十分ではなかったかと思うんですけど、家庭相談員につきましては今までは週3日の勤務でしたが、児童相談所からの逆送致というふうなこともありまして今回週4日にして、そして県の家庭相談員の報酬を基準に金額を算定させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 町長の説明で大分わかってきましたが、そうすると行政連絡員さん個人に渡る金額はこれからはもうずっと1,500円でいくと。今までは1,500円のところもあればほかの金額のところもあったけど、だんだん1,500円にあわせたと、これはそういうことですか。つまり1世帯につき2,000円が1世帯につき1,500円の報酬になるように平成26年からずっとやってきた、つまりこれは4町を今まで揃えたっていうことは、1,500円

に揃えたっていうことは、言わば低いほうに揃えたと。2,000円のところもあったけれども1,500円に揃えたということなのかどうか、どうもそこがよくわかりません。

もう1つは、その行政連絡員さん個人に確実に渡っているのは必ず今までは2,000円、これからは1世帯につき1,500円、だけどその下の班長さんに渡っているのは町としては把握はしてないと。少なくとも行政連絡員さんところには2,000円渡っていたものが1,500円になるということでもいいんですか。もう全町的に1,500円、それは下がる地域があると、ある（発言する者あり）そのばらばらであったものが1,500円に（発言する者あり）ばらばらではない、そこがよくわかりません（笑声）条例ですから1世帯につき2,000円であったものでしょうけれども、26年からそれを揃えてきたという意味が、その2,000円で（発言する者あり）もう一度、済みませんがそこをお願いします。

それから済みません、家庭相談員ですが逆送致っていうのはどういう意味なのか、最後までお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 条例ですから、そこそこの行政連絡員がばらばらちゅうことはありません。それまで全ての行政連絡員さんは2,000円だったものがこの条例改正が通れば1,500円になるということでございます。そして、先ほどばらばらになっておったというのは合併前の旧町の行政連絡員のような方々、行政連絡員といった名前じゃなかったんですが、それぞれに例えば久賀町であれば1所帯で4,000円であったが、橋だったら1所帯2,000円であったというふうな状況の中を合併のときの協議でそれで統一したと、それでスタートしたんですが、先ほど言いましたような防災行政無線ができて配達物が少なくなるとか、または行政連絡員さんのほうからたくさん配達物が困るというような苦情がたくさんありました。そういうことからして、それも削減し月に1回ということをおるんですが、そうした中で、先ほど言いましたように行政連絡員の報酬よりも自治会のほう、自治会は違うんですよ行政連絡員とは全く別ものなんですが、自治会の今度は各部落の自治会ですね、自治会のほうの振興奨励金のほうを上げてほしいと。要するに行政連絡員の報酬を下げた分ほどを26年に先渡しですね、全額を先渡しして、それを今度は4年間にわたって1,500円に持ってきたということなんです。ですから、ばらばらじゃったというのは合併前の話ですよ。合併したときに統一したんですが、その中で今度は自治会奨励金のほうを上げてこちらを下げるという形になったという経緯でございますので、今までは2,000円で統一だったのが今度は1,500円で統一になるということなんです。

それで、もう1つ今度は班長さんの話なんですが、班長さんにいくかどうかちゅうのは私たちは把握しておりません。っていうのは、行政連絡員には町長の辞令行為が出ております。それで、町長が辞令行為を出しておるものに対してからこの報酬を出すということですから、今度は受け

取ったほうの行政連絡員さんはそれをその、自治会の中でどのように配付するかというのは、それはもう行政連絡員さんの裁量ということになります。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 児童相談所からの逆送致についてということでございますが、今までは、例えば虐待事案等が発生した場合については市町村から児童相談所への送致というふうな一方通行でございました。それが29年度より、例えば児童相談所から市町村のほうに一義的な児童相談や子育て支援等状況に応じてでございますが、それが児童相談所のほうから今度は市町村のほうへ逆送致というふうな意味合いでございます。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後2時52分休憩

.....

午後2時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと確認なんですけど、今、この行政連絡員の削減額が1世帯当たり500円ということなんで、この分についてが自治会振興奨励金の拡充として平成26年度に上乗せされているということなんで、今回の削減分に相当する470万円ぐらいになると思うんですが、それが平成26年度に増額されているということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 平成26年当時が大体世帯数1万世帯だったというふうに記憶しております。したがって、500円の削減ということですから行政連絡員さんの報酬1世帯当たり2,000円を目標1,500円と定めまして、ですから500円掛ける1万世帯で500万円、これを自治会振興奨励金のほうに26年度で上乗せをさせていただいております。そして順次、例えば1,800円、1,700円というふうに削減していったら、29年度1世帯1,500円にするということで、このたび条例改正をお願いしているということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号周防大島町税条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第29号周防大島町個人情報保護条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第30号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第31号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 答弁を聞いている限り、その奨励金ですか、今まであったものを増やすこととこれとが差し引きになるという説明だったのでしょうか。私はやっぱり行政連絡員

さん個人に渡っていたものを減すことなく、やはり各地区の財政っていうのは非常にこう厳しいところがあると思うんです。街灯、防犯灯の電気代が大変だという声も聞きますし、そういったその各地域でその地域を支えている人たちに対しての町からのさまざまな報奨、あるいは補助等はこの形で削る形ではなくて、自治会に対する奨励金も、あるいはこの連絡員に対する報酬も2,000円のままで活躍してもらおうということを行うべきだと思います。それでやってもたいした予算にはならないということでもありますし、そういう点からこの500円の引き下げに反対をします。金額的には小さいものではありますけれども、各地域にとっては大変大きなものになり得るんじゃないかという危惧を持っていますので、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町税条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町個人情報保護条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第32号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第32号町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第32号町道路線の変更について、補足説明をいたします。

本案の町道田中西線の路線の変更につきましては、道路幅員が非常に狭隘で、日常の通行にも不便が生じていることから、地元関係者の御意見を反映しながら地域の利便性の向上を図るため、新たに起点側の一部区間のルートを変更し、道路改良工事を実施したことにより路線の変更をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 1点質問と確認をさせていただきます。防災と安全対策という意味で、とても通りやすい道路をつくっていただいたわけですけれども、この右側に68ページに地図を掲載をいただいておりますが、この変更起点位置が私のすぐ近所なんですけれども、こちらを見てると少し下にずれておるのかな、起点のしるしが少しずれておるのかなというところがありますので、ぜひ確認をしていただいて、そしてこれはあくまで参考資料という認識でよろしいでしょうかということで質問させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 藤本議員さんの御自宅のほうの道でございます。大変失礼いたしております。68ページ、変更起点位置のところでございますが、若干この地図からいうと上のようなところでございます。もしよろしければ、この議案としたらこれ参考資料でございますので、議案そのもの地番については間違いございませんが、ちょっとこの線が若干上のほうであろうと思いますので、もしよろしければ議長さんの御理解いただければ、ちょっと明日でも差し替えをさせていただければと思います。大変御無礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） あすの本会議で差し替えをお願いします。よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この路線廃止の区間について、廃止後というのはどういう管理がされるかちょっと御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 廃止路線のほうでございます。68ページの図面を見ていただきますと、起点の変更起点位置と路線廃止区間ということがございまして、この区間について廃止をする予定としております。後の話でございますが、通常、管理者は、地籍図上は今赤線、法定外の公共物となっています。ということで、いわゆる赤線、青線の部類になっておりますので、今後は町のほうにおいて財産管理等はしていくことになろうと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 変更前までは町道だったわけですよね。で、廃止されて財産管理、行政財産として管理されるということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 田中議員さんの言う御指摘のところでございます。法定外公共物となりまして、今後は町のほうで管理していきますし、ということでいいんですか。（発言する

者あり) そうですね、行政財産として管理していくということでございます。

○議長(荒川 政義君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第32号町道路線の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第33号

日程第29. 議案第34号

○議長(荒川 政義君) 日程第28、議案第33号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてから日程第29、議案第34号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長(岡村 春雄君) それでは、議案第33号及び議案第34号について、補足説明をいたします。

まず、議案第33号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

別表第1につきましては、平成29年3月31日限りで養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が解散することに伴い、山口県市町総合事務組合から脱退するため両組合を削除するものでございます。

別表第2の2の項であります常勤の職員等に対する退職手当の支給に関する事務、8の項であります公平委員会の設置等に関する事務、11の項であります行政不服審査会の設置等に関する事務を共同処理する団体について平成29年3月31日限りで解散する養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合を削除するものでございます。

同表の6の項につきましては、平成29年4月1日から非常勤職員公務災害補償等事務を共同

処理する団体に岩国市及び岩国地区消防組合を加えるとともに、平成29年3月31日限りで解散する養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合を削除し、同表の7の項につきましては平成29年4月1日から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等事務を共同処理する団体に岩国市を加えるものでございます。

また、第11条の2第9項へ山口県市町行政不服審査会の会長が選任されるまでの間の招集者を管理するとする旨のただし書きを加えるものでございます。

なお、附則として、平成29年4月1日に施行することとしております。

続いて、議案第34号山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

議案第33号でお諮りしましたとおり、平成29年3月31日限りで養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が解散し、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴い、財産処分を行うものでありますが、財産処分にあたり、地方自治法第289条において関係地方公共団体の協議によりこれを定めることと規定され、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が職員等の退職手当の支給に関する事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金と、両組合の職員に支給した退職手当の額との差額をそれぞれの組合に帰属させようとするものでございます。

以上が、議案第33号及び議案第34号の補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第33号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第34号山口県市町総合事務組合の財産処分について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第33号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第33号山口県市町総合事務組合を組織する地方公

共同体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第34号山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第35号

日程第31. 議案第36号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第35号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第31、議案第36号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第35号及び議案第36号について、補足説明をいたします。

議案第35号は、周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この施設は、自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては平成29年4月1日から平成30年3月31日までとしております。

次に、議案第36号は、周防大島町コミュニティー施設設置条例に定める小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この施設も議案第35号同様、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は同じく平成29年4月1日から平成30年3月31日までとしております。
何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第35号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第36号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第35号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第35号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第36号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第37号

日程第33. 議案第38号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第37号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてから日程第33、議案第38号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第37号及び議案第38号について、補足説明をいたします。

議案第37号の浮島地区学習等供用施設は、自治会組織樽見地区自治会の区域に位置し、自治会活動の拠点となっているところであり、施設の設置目的からも樽見地区自治会を指定管理者として指定しております。

また、議案第38号の原地区学習等供用施設についても同様に、自治会組織原地区自治会を指定管理者として指定しております。

両施設とも本年3月末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後においてもこれを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えておりますので、非公募により引き続き指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、両施設とも指定管理料は無料でありまして、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第37号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 済みません、1点だけお願いします。指定期間がこれ5年になっておりますが、その指定期間に対する考え方をちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） この施設については、10年前の平成19年から5年ごとに区切って指定管理の設定をしておると記憶しております。これはもう自治会の集会施設ですので、特に自治会以外の方が管理するというのは考えにくいということで、本町では5年を最長として当初から設定しておるといふふうに理解しております。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 町の指定管理の基本的な考え方として、先ほどから補足説明もありましたように、この施設については非公募で指定管理料が無料の施設でございます。これについては5年という基本的な考え方を持っています。先ほどの議案の油宇とか小泊の集会所につきましては非公募でございますが、指定管理料が発生する施設でございます。したがって、そちらについては指定管理期間は1年という考え方での対応をしておるといふことでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第38号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第38号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第39号

日程第35. 議案第40号

○議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから日程第35、議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第39号及び議案第40号について、補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者とし

て協定書を締結し、管理運営をお願いしております。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し自炊設備のある居室を提供し、生活支援員を配置して利用者に対し相談、助言を行うものでございます。

国の定める要綱でも指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託できるとなっております。

このことから、本施設において指定通所介護事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として、引き続き非公募により1年間指定しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 非公募で行うというその理由をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 先ほど副町長の提案理由の説明でも申し上げましたが、今のこの施設につきましては、社会福祉協議会が通所介護事業を経営しているというふうなことで、こういうふうな事業に精通をしている団体というふうなことで非公募で指定管理のほうを、というふうにご考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第39号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第40号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第40号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、あす3月8日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時28分散会
